

**笠置町**

**第10次高齢者福祉計画**

**第9期介護保険事業計画**

**令和6年3月**

**京都府 笠置町**



# 目次

第1章 計画の概要 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 計画の位置づけと内容 .....	4
3 計画の期間 .....	6
4 計画の策定体制 .....	6
第2章 笠置町の概況と計画課題 .....	7
1 笠置町の概況 .....	9
2 アンケート調査の概要と結果 .....	13
3 「第9次高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画」の進捗状況 .....	22
4 計画策定にあたっての課題の整理 .....	26
第3章 計画の基本的な考え方 .....	27
1 基本理念 .....	29
2 基本目標 .....	30
3 施策の体系 .....	31
第4章 施策の展開 .....	33
1 地域包括ケアシステムの深化・推進 .....	35
2 施策の展開 .....	36
第5章 事業計画 .....	53
1 人口・認定者数の推計 .....	55
2 サービス利用者数及び利用量の見込み .....	58
3 給付費の見込み .....	60
4 標準給付費等の見込み .....	62
5 財源構成 .....	63
6 保険料収納必要額等 .....	64
第6章 計画の推進に向けて .....	67
1 関係機関との連携 .....	69
2 計画の進捗管理 .....	69
資料編 .....	71



# 第 1 章 計画の概要



# I 計画策定の趣旨

我が国の総人口は、直近の国勢調査（令和2年）では1億2,615万人となっており、そのうちの老年人口（65歳以上人口）は3,534万人、高齢化率（65歳以上人口割合）については28.0%となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、総人口については、今後も減少が続く一方、老年人口については、今後も増加を続け、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には3,653万人に達すると見込まれています。

このような、総人口の減少や老年人口の増加、そして生産年齢人口の減少により、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況にあり、また、介護需要の増加に伴う介護人材の担い手不足、認知症患者の更なる増加、老々介護やヤングケアラー等の家族介護者における課題の顕在化等、介護を取り巻く課題は一層の多様化・複雑化をみせています。

笠置町（以下、「本町」という）においても、高齢化の進行が見られ、直近の国勢調査では高齢化率は50.9%と半数以上となっています。高齢化の進行に伴い、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯も増加しており、地域での見守りの重要性も高まっています。

また、公共交通等の移動支援の充実を求める声も多く、サービス事業所等の社会資源の不足も町としての大きな課題となっています。

今後も、本町が持つ課題やこれまで取り組んできた様々な施策や事業の成果等を踏まえた上で、本町の高齢者の暮らしや意向の実態に基づいた総合的な高齢者福祉施策のさらなる推進を図るため、「笠置町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の次期計画として、「笠置町第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下、「本計画」という）」の策定を行いました。

本計画の計画期間中には、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を迎えます。また国は、高齢化が一層進行する令和22年を見据えた方策を進めることを示していますが、高齢者が半数以上を占める笠置町では、更なる対策を進めていくことが求められます。

地域全体で様々な課題を「我が事・丸ごと」として支え合う『地域共生社会』の実現、そして、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援に向け、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援やサービスを提供する『地域包括ケアシステム』の更なる深化・推進を進めるため、町民・事業者・行政の協働によって、様々な高齢者福祉施策の展開を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指してまいります。

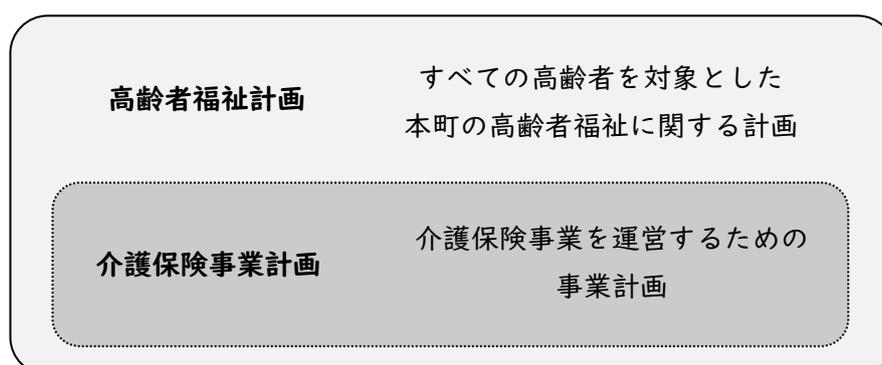
## 2 計画の位置づけと内容

### (1) 制度的な位置づけ

本計画は、老人福祉法（第20条の8第1項）の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法（第117条第1項）の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定する計画です。

<b>老人福祉法 第20条の8 第1項</b>	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
<b>介護保険法 第117条 第1項</b>	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

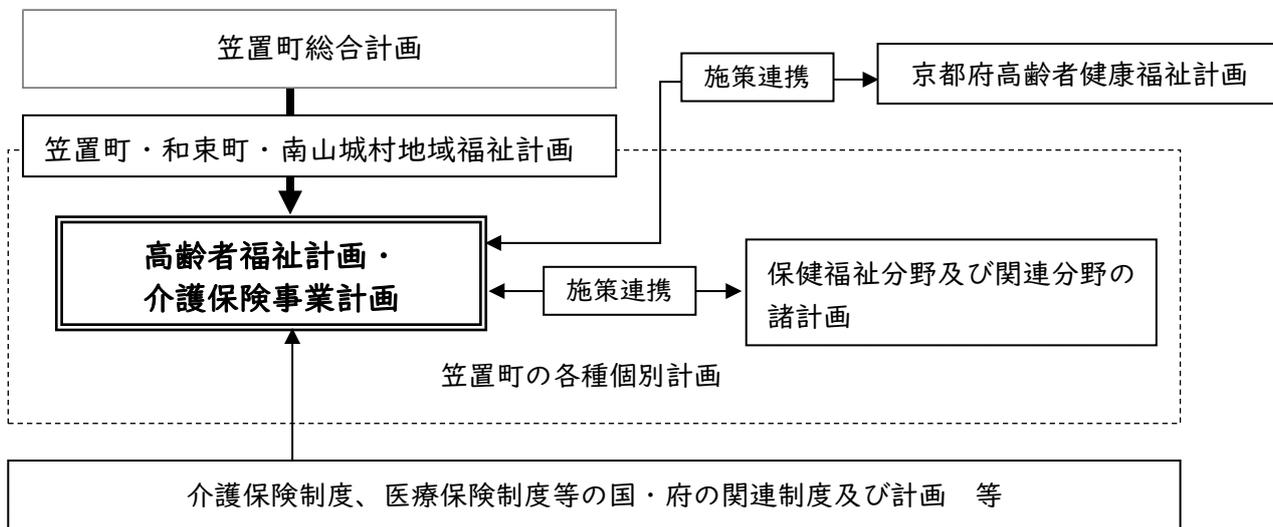
なお、「高齢者福祉計画（老人福祉計画）」は、すべての高齢者を対象とした本町の高齢者福祉に関する計画であり、「介護保険事業計画」は、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービス量の見込み等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画であることから、概念的には「介護保険事業計画」は「高齢者福祉計画」に包含されます。



## (2) 他計画との関係

本計画は国・府の関連する制度・計画等を踏まえるとともに、「第4次笠置町総合計画」（令和4年度～令和13年度）に基づく高齢者福祉に関する計画として策定するものです。

また、南山城村・和束町と連携して策定した地域福祉計画や、他の関連分野における町の個別計画と整合性のある計画として策定します。



## (3) 計画の内容

高齢者福祉計画は、すべての高齢者の健康づくりや生活習慣病の予防、介護予防とともに、高齢者の社会参加や生きがいつくり、在宅生活の支援、地域包括ケア、防犯や防災対策、福祉のまちづくりなどを含む総合的な計画です。

介護保険事業計画は、介護予防の推進とともに、介護を必要とする人に対する適切なサービス提供に向けた基本方向や事業量、第1号被保険者の保険料などを定めています。

また、本計画は、医療と介護の連携や地域支援事業・総合事業の実施などを含めた「地域包括ケア計画」として位置づけ、「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくための計画とします。

## (4) 本町の日常生活圏域

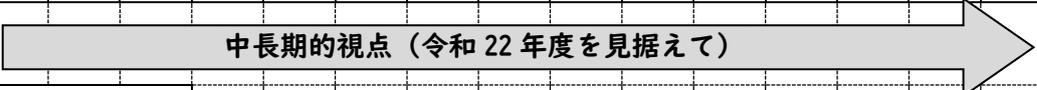
高齢者の生活を支える基盤整備については、日常生活を営む地域における様々なサービスの提供体制の整備が必要です。そのため、多様な地域性に対応することや生活圏域における社会資源の活用と医療・介護における多様な連携を持ったサービス提供が望まれています。

笠置町では、平成18年度より町内全域をひとつの日常生活圏域としており、地域密着型サービスのニーズ把握や、公的なサービスとインフォーマルなサービスを組み合わせる等、町全域にわたって包括的なサービスを継続して提供するための基盤の整備を図る等、地域包括ケアの推進に向けた取組を進めています。これまで設定している日常生活圏域は変更せず、引き続き、地域包括ケアの推進に向けた取組を進めていきます。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間で、介護保険事業計画については介護保険制度下での第9期の計画となります。

本計画期間内には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年度を迎えます。笠置町の現状に沿った取組の検討を進めていくとともに、現役世代の急減が想定される令和22年度を見据えた中長期的視点を踏まえ、検討・策定しています。

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
第10次 (第9期)			中長期的視点（令和22年度を見据えて）														
																	
			第11次 (第10期)														
						第12次 (第11期)											
									第13次 (第12期)								
												第14次 (第13期)					
															第15次 (第14期)		

### 4 計画の策定体制

#### (1) 「笠置町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」の開催

この計画の策定にあたっては、議会議員の代表者、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表等の参画を得て、「笠置町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を組織し、検討を行いました。

#### (2) 高齢者要望等実態調査（アンケート調査）の実施

この計画の策定にあたって、高齢者、在宅介護を行っている介護者等に関するアンケート調査を実施し、町内の高齢者等の生活実態や健康状態等を把握しました。

#### (3) パブリックコメントの実施

計画素案について広く住民の声をお聞きするため、計画素案をホームページに掲載するとともに、町役場等で閲覧できるようにするなど、パブリックコメントを実施しました。

## 第 2 章 笠置町の概況と計画課題



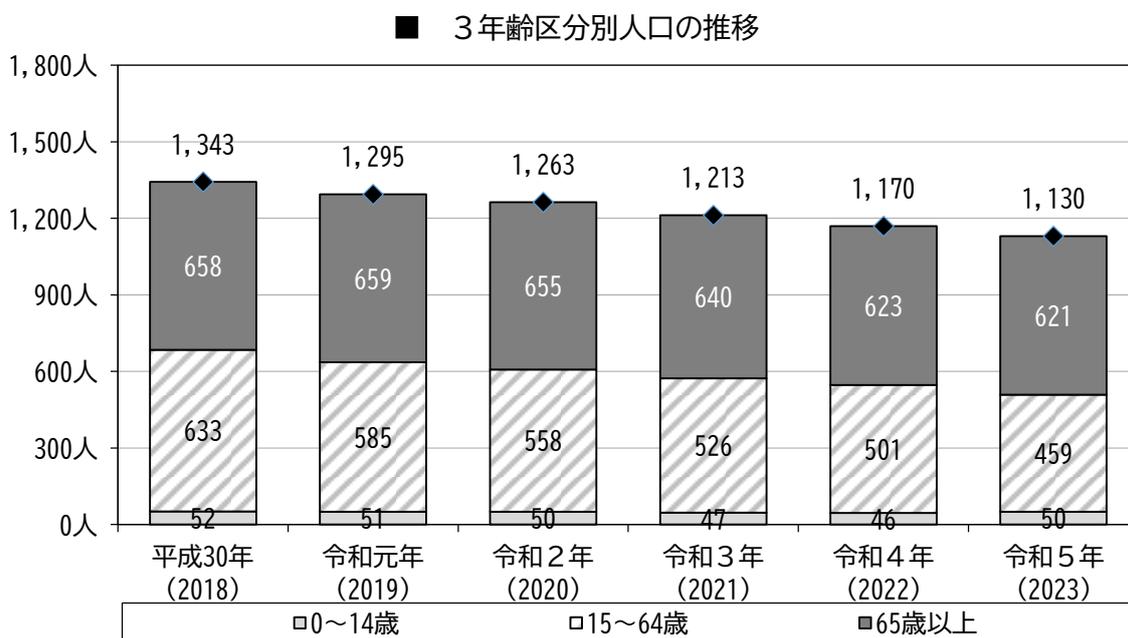
# I 笠置町の概況

## (1) 人口の概況

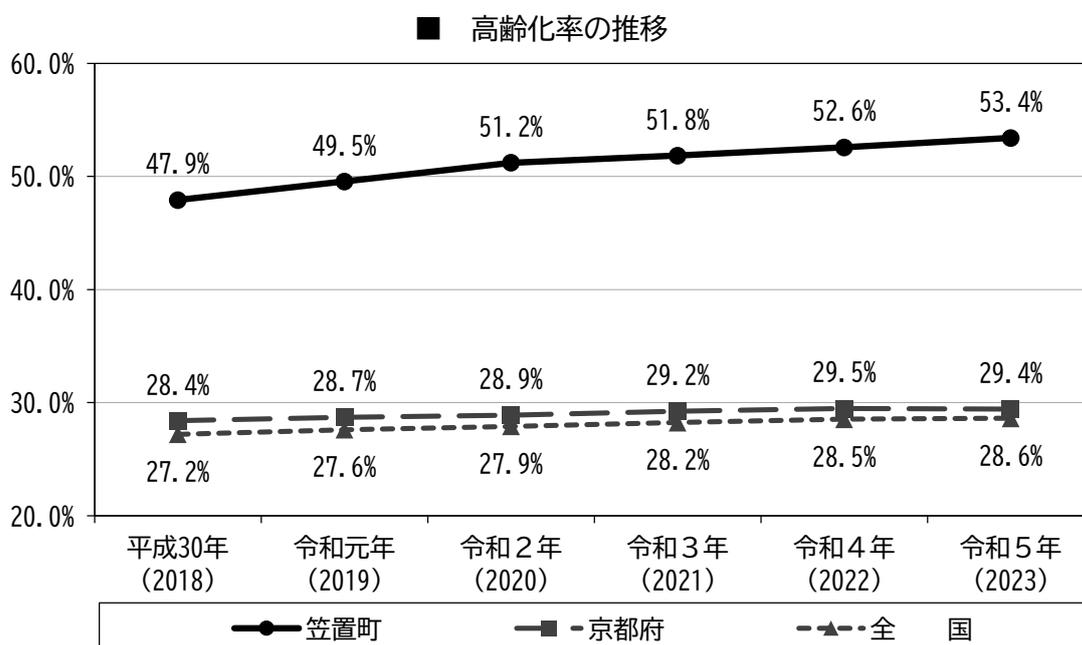
### ① 総人口と高齢化率の推移

笠置町の総人口は、平成30年から令和5年にかけて減少傾向で推移しており、令和5年度では1,130人となっています。

また、高齢化率についてみると、平成30年以降、一貫して増加傾向となっており、令和2年で半数を超えてからも増加は続いており、令和5年では53.4%となっています。



※住民基本台帳（各年度10月1日）

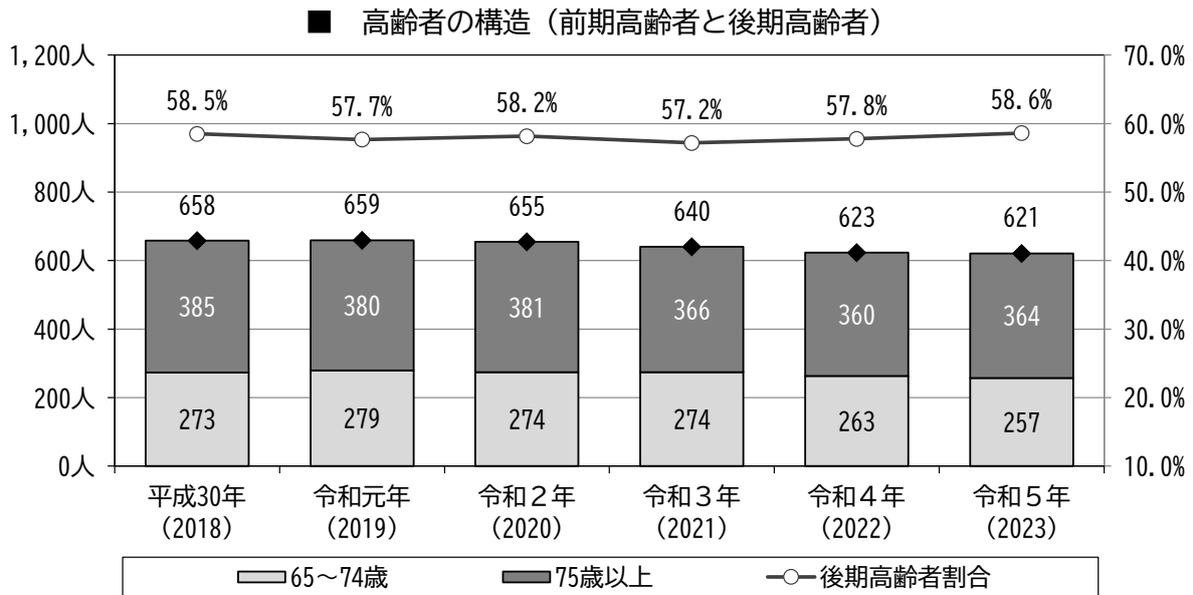


※住民基本台帳（各年度1月1日）

## ②65 歳以上人口の状況

笠置町における 65 歳以上人口についてみると、令和元年以降減少傾向が続いており、令和 5 年では 621 人となっています。

また、65 歳以上人口における後期高齢者（75 歳以上）の割合については、増減を繰り返して推移しています。令和 5 年度では 58.6%となっており、65 歳以上人口のうち 6 割弱を後期高齢者が占める状況となっています。



※住民基本台帳（各年度 10 月 1 日）

## ■ 人口と人口構成比の推移

	人口（人）						構成比					
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口	1,343	1,295	1,263	1,213	1,170	1,130	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	52	51	50	47	46	50	3.9%	3.9%	4.0%	3.9%	3.9%	4.4%
15～64歳	633	585	558	526	501	459	47.1%	45.2%	44.2%	43.4%	42.8%	40.6%
65歳以上	658	659	655	640	623	621	49.0%	50.9%	51.9%	52.8%	53.2%	55.0%
65～74歳	273	279	274	274	263	257	20.3%	21.5%	21.7%	22.6%	22.5%	22.7%
65～69歳	156	143	128	123	116	115	11.6%	11.0%	10.1%	10.1%	9.9%	10.2%
70～74歳	117	136	146	151	147	142	8.7%	10.5%	11.6%	12.4%	12.6%	12.6%
75歳以上	385	380	381	366	360	364	28.7%	29.3%	30.2%	30.2%	30.8%	32.2%
75～79歳	123	124	118	114	105	105	9.2%	9.6%	9.3%	9.4%	9.0%	9.3%
80～84歳	127	120	121	114	110	110	9.5%	9.3%	9.6%	9.4%	9.4%	9.7%
85～89歳	71	65	73	73	83	90	5.3%	5.0%	5.8%	6.0%	7.1%	8.0%
90歳以上	64	71	69	65	62	59	4.8%	5.5%	5.5%	5.4%	5.3%	5.2%

※住民基本台帳（各年度 10 月 1 日）

## (2) 世帯の概況

笠置町における高齢者のいる世帯数は、平成22年以降減少傾向で推移しており、令和2年では375世帯となっていますが、一般世帯総数に占める割合は増加傾向で推移しており、令和2年では71.8%となっています。

また、ひとり暮らし世帯と夫婦のみ世帯が占める割合は、概ね増加傾向で推移している一方で、3世代世帯は減少傾向で推移しています。

### ■ 一般世帯における高齢者のいる世帯の割合の推移

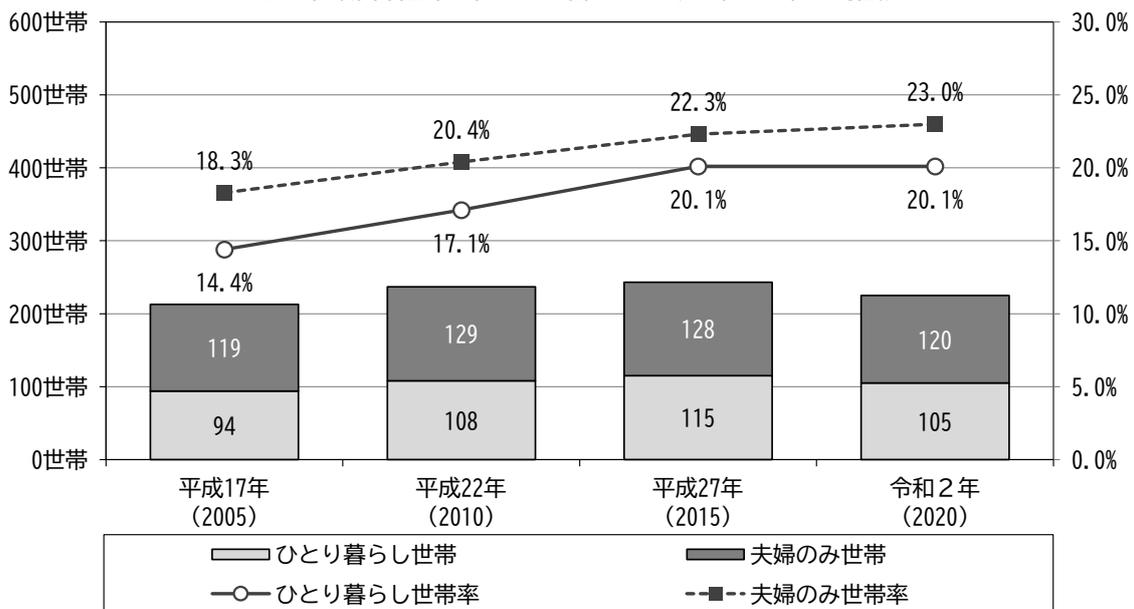
年次	一般世帯 総数	高齢者のいる世帯						3世代 世帯 (再掲)
		単独世帯・親族世帯	ひとり暮らし 世帯	夫婦のみ 世帯	その他の 親族同居 世帯	非親族 世帯		
平成17年 (2005)	652 (100%)	414 (63.5%)	413 (63.3%)	94 (14.4%)	119 (18.3%)	200 (30.7%)	1 (0.2%)	116 (17.8%)
平成22年 (2010)	631 (100%)	414 (65.6%)	413 (65.5%)	108 (17.1%)	129 (20.4%)	176 (27.9%)	1 (0.2%)	83 (13.2%)
平成27年 (2015)	573 (100%)	411 (71.7%)	409 (71.4%)	115 (20.1%)	128 (22.3%)	166 (29.0%)	2 (0.3%)	50 (8.7%)
令和2年 (2020)	522 (100%)	375 (71.8%)	374 (71.6%)	105 (20.1%)	120 (23.0%)	149 (28.5%)	1 (0.2%)	37 (7.1%)

※令和2年(2020)比較

京都府	1,188,903 (100.0%)	478,651 (40.3%)	475,660 (40.0%)	153,688 (12.9%)	149,938 (12.6%)	172,034 (14.5%)	2,991 (0.3%)	33,148 (2.8%)
全 国	55,704,949 (100.0%)	22,655,031 (40.7%)	22,524,170 (40.4%)	6,716,806 (12.1%)	6,848,041 (12.3%)	8,959,323 (16.1%)	130,861 (0.2%)	2,132,480 (3.8%)

※国勢調査

### ■ 高齢者世帯（ひとり暮らし・夫婦のみ）の推移

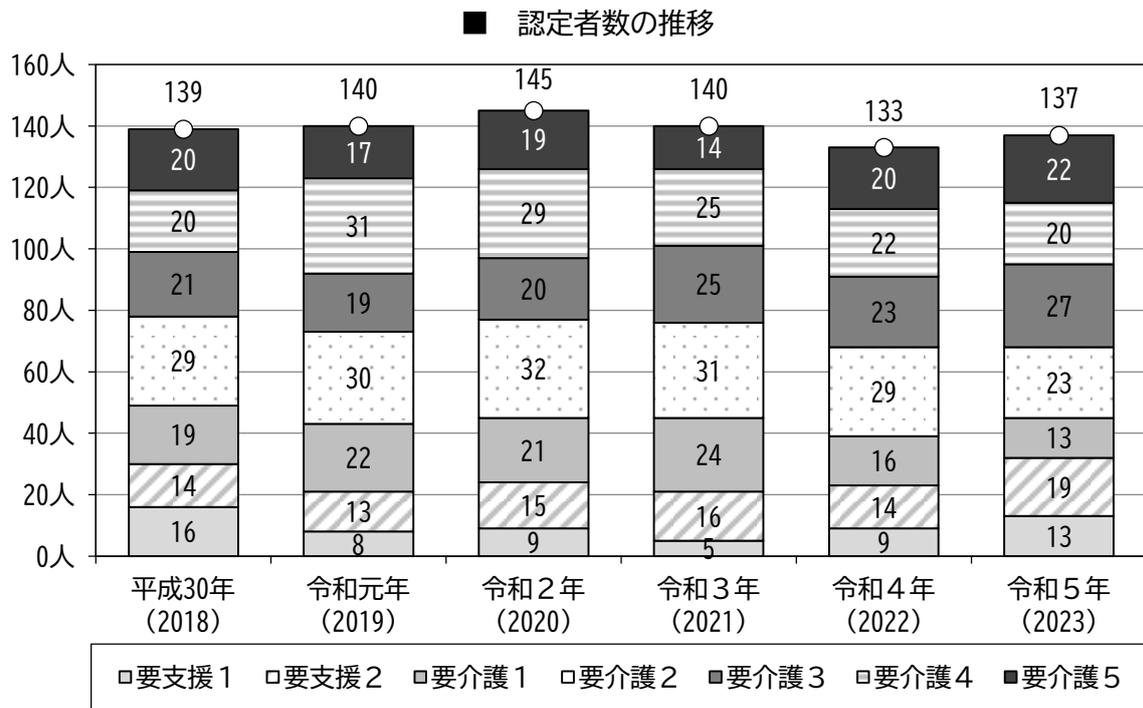


※国勢調査

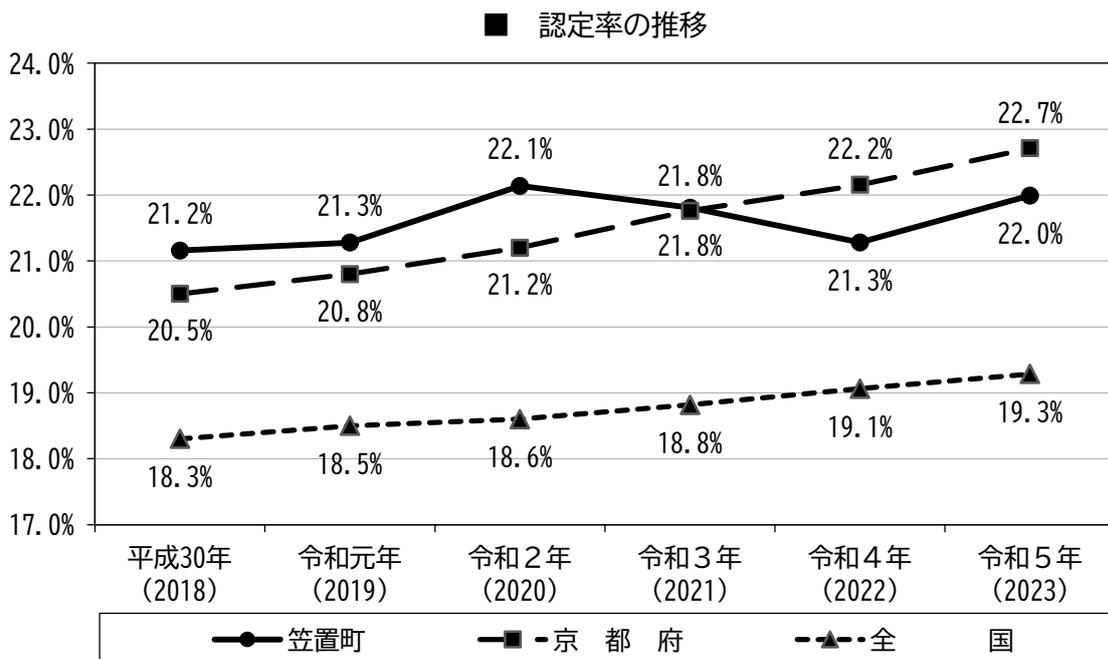
### (3) 認定者の概況

笠置町における認定者についてみると、令和2年までは増加傾向となっていました。令和4年にかけては減少に転じており、令和5年では137人となっています。

また、認定率についても同様の推移となっており、令和5年では22.0%となっています。これまでは、京都府と比べて高い認定率となっていました。令和4年以降は京都府の方が高い認定率となっています。



※介護保険事業報告月報(各年9月末)



※介護保険事業報告月報(各年9月末)

## 2 アンケート調査の概要と結果

### (1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、町内の高齢者等の生活実態や健康状態等を把握し、これを計画策定の基礎資料とするために、2種類のアンケート調査を実施しました。

### (2) 実施概要

#### [調査の対象者と配布数・回収数]

調査名	対象者	配布数	回収数		回収率
			白票	有効票	
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者	512	1	338	66.2%
在宅介護実態調査	在宅の要介護認定者	76	1	33	44.7%

#### [調査方法等]

調査方法	抽出基準日	調査期間
郵送による配布・回収	令和5年3月1日	令和5年3月上旬～3月24日

### (3) 調査結果の概要と課題

※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を「ニーズ調査」、在宅介護実態調査を「在宅調査」と表記します。

#### ◆回答者属性

ニーズ調査				在宅調査			
■ 性別							
男性	42.6%	女性	57.4%	男性	33.3%	女性	66.7%
■ 年齢							
65～69歳	16.9%	80～84歳	19.2%	65～74歳	15.2%		
70～74歳	28.4%	85～89歳	12.1%	75～84歳	30.3%		
75～79歳	20.1%	90歳以上	3.3%	85歳以上	54.5%		
■ 要介護状態等区分							
認定なし	94.7%			要介護1	21.2%		
総合事業	1.5%			要介護2	30.3%		
要支援1	2.1%			要介護3	24.2%		
要支援2	1.8%			要介護4	12.1%		
				要介護5	12.1%		

※無回答の方がいるため、合計が100%にならない場合があります。

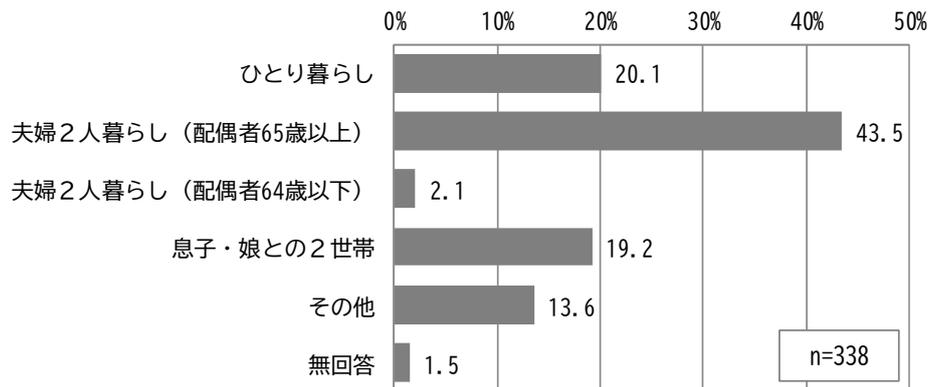


ひとり暮らしの方が2～3割となっており、特に85歳以上では、3～4割と割合が高い。

家族構成について、ニーズ調査ではひとり暮らしが20.1%、在宅調査では単身世帯が33.3%となっています。

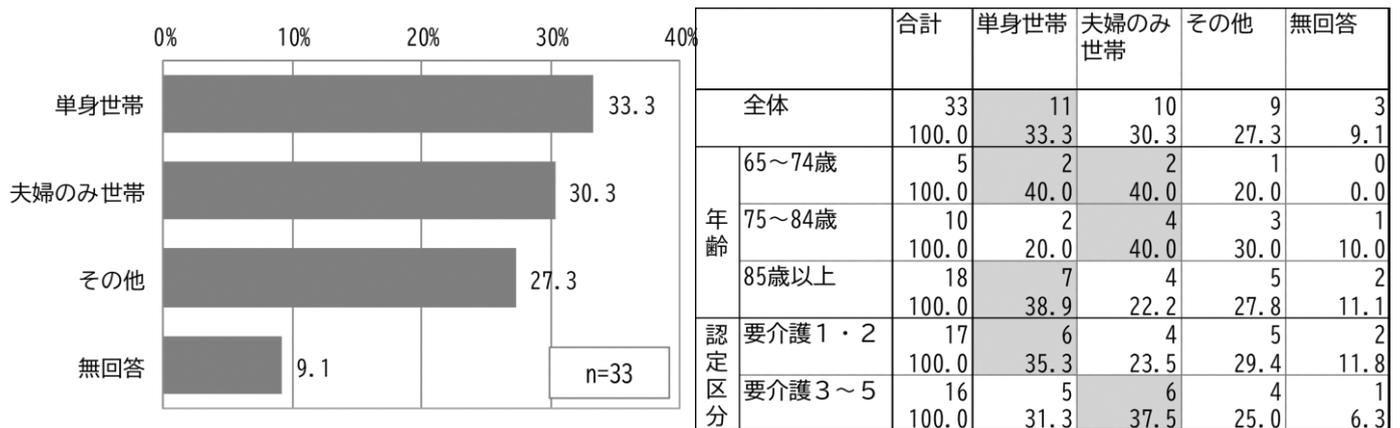
また、85歳以上でみると、ニーズ調査では34.6%、在宅調査では38.9%がひとりで暮らしていると回答されている状況です。

**ニーズ調査 問：家族構成（単数回答）**



	合計	ひとり暮らし	夫婦2人暮らし (配偶者65歳以上)	夫婦2人暮らし (配偶者64歳以下)	息子・娘との2世帯	その他	無回答
全体	338	68	147	7	65	46	5
	100.0	20.1	43.5	2.1	19.2	13.6	1.5
年齢	65～74歳	153	20	66	4	31	2
		100.0	13.1	43.1	2.6	20.3	1.3
	75～84歳	133	30	63	3	21	3
		100.0	22.6	47.4	2.3	15.8	2.3
85歳以上	52	18	18	0	13	3	0
	100.0	34.6	34.6	0.0	25.0	5.8	0.0
認定区分	要支援1・2	13	4	7	0	1	0
		100.0	30.8	53.8	0.0	7.7	7.7
認定なし	325	64	140	7	64	45	5
	100.0	19.7	43.1	2.2	19.7	13.8	1.5

**在宅調査 問：家族構成（単数回答）**



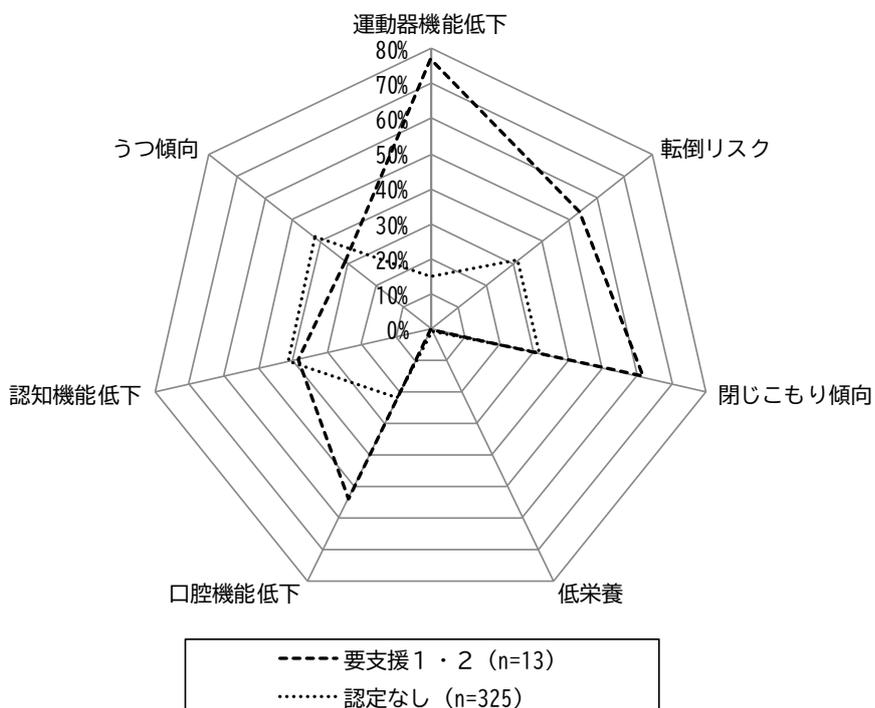


年齢の上昇や認定によって、運動器機能の低下や閉じこもり傾向の上昇がみられる。また、うつ傾向や認知機能の低下は、年齢や認定有無に関わらず一定のリスク割合となっている。

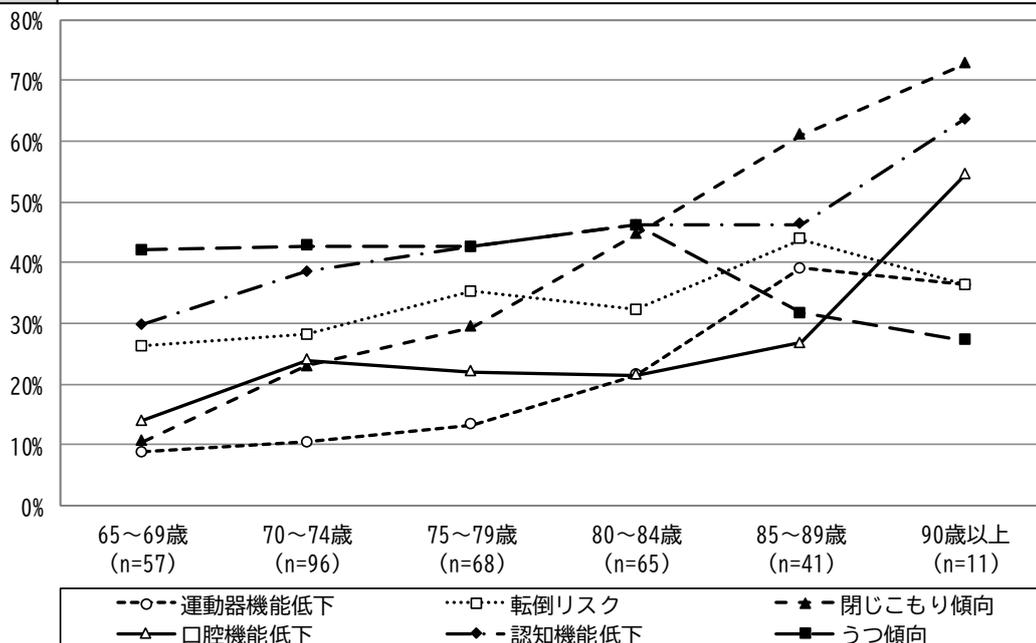
要支援者に関して、認定を受けていない方と比較すると、運動器機能について大きな低下がみられます。また、年齢が上がるにつれて、閉じこもり傾向が強くなるという結果もみられます。

うつ傾向や認知機能低下については、要支援者と認定を受けていない方で該当者（リスク者）割合があまり変わらないため、認定状況に関わらず注意すべきリスクとなっています。

ニーズ調査 生活機能評価：認定区分別 該当者（リスク者）割合



ニーズ調査 生活機能評価：年齢別 該当者（リスク者）割合



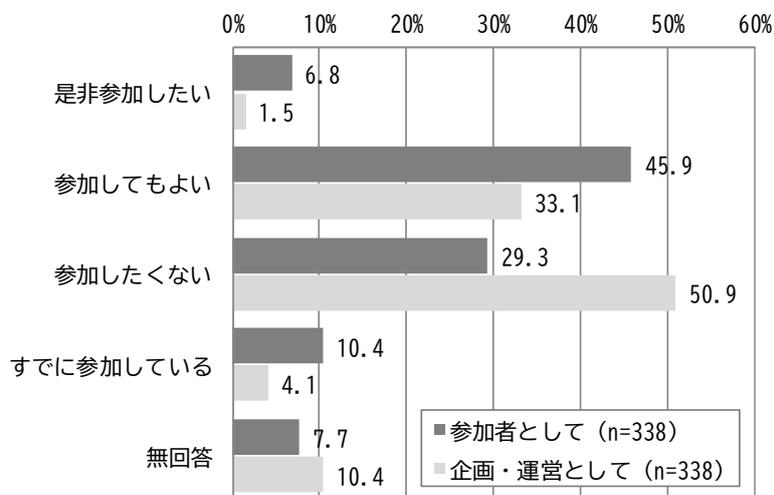


地域活動へは、参加者としては63.1%、企画・運営としては38.7%の参加意向がある。井戸端広場事業を活用した、通いの場の運営のお手伝いも2割程度の方が出来ると回答している。

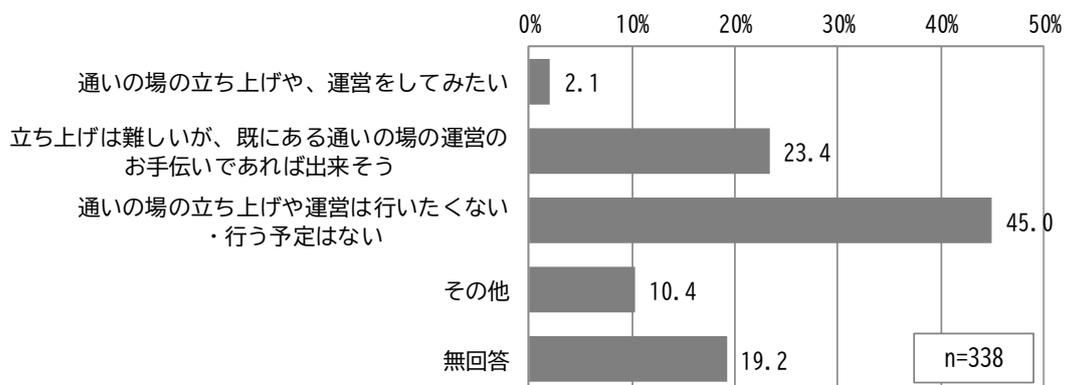
地域での有志の活動に対して、「是非参加したい」「参加してもよい」「すでに参加している」を合わせた割合は、参加者としては63.1%、企画・運営としては38.7%となっています。

また、井戸端広場事業を活用して、会の運営や立ち上げをしてみたいという方は2.1%、既存の通いの場のお手伝いなら出来るという方が23.4%となっています。

ニーズ調査 問：地域活動に、参加者／企画・運営として参加したいか（単数回答）



ニーズ調査 問：「井戸端広場事業」で、会の運営や立ち上げをしてみたいか（単数回答）



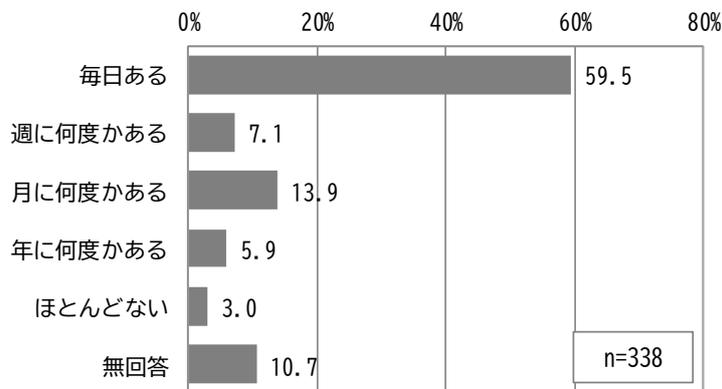


誰かと食事をする事がほとんどない方が 3.0%、友人・知人と会うことがほとんどないという方が 11.8%となっている。

誰かとともに食事をする機会が毎日あるという方が 59.5%であるのに対し、ほとんどないという方も 3.0%いらっしゃる状況です。また、ひとり暮らしの方は月に何度かあると回答する方が多く、毎日あるという割合は 5.9%と低くなっています。

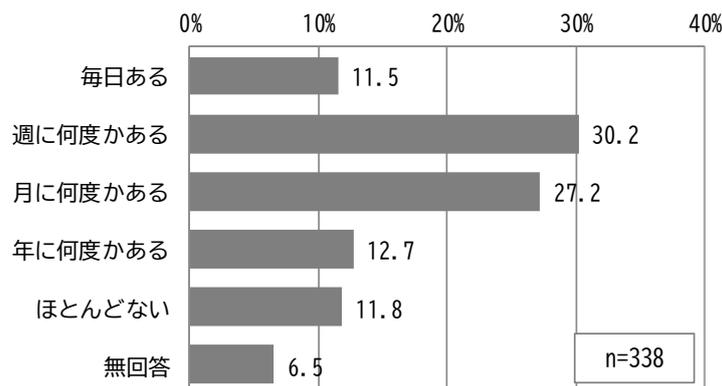
友人・知人と会う頻度としては、毎日会うという方が 11.5%、ほとんどないという方が 11.8%と同程度となっています。

ニーズ調査 問：誰かと食事をもつ機会はあるか（単数回答）



	合計	毎日ある	週に何度かある	月に何度かある	年に何度かある	ほとんどない	無回答	
全体	338 100.0	201 59.5	24 7.1	47 13.9	20 5.9	10 3.0	36 10.7	
年齢	65～74歳	153 100.0	104 68.0	7 4.6	14 9.2	6 3.9	4 2.6	18 11.8
	75～84歳	133 100.0	71 53.4	10 7.5	26 19.5	9 6.8	5 3.8	12 9.0
	85歳以上	52 100.0	26 50.0	7 13.5	7 13.5	5 9.6	1 1.9	6 11.5
家族構成	ひとり暮らし	68 100.0	4 5.9	11 16.2	25 36.8	14 20.6	7 10.3	7 10.3
	夫婦のみ世帯	154 100.0	114 74.0	5 3.2	13 8.4	3 1.9	2 1.3	17 11.0
	その他	111 100.0	81 73.0	7 6.3	9 8.1	3 2.7	1 0.9	10 9.0

ニーズ調査 問：友人・知人と会う頻度（単数回答）



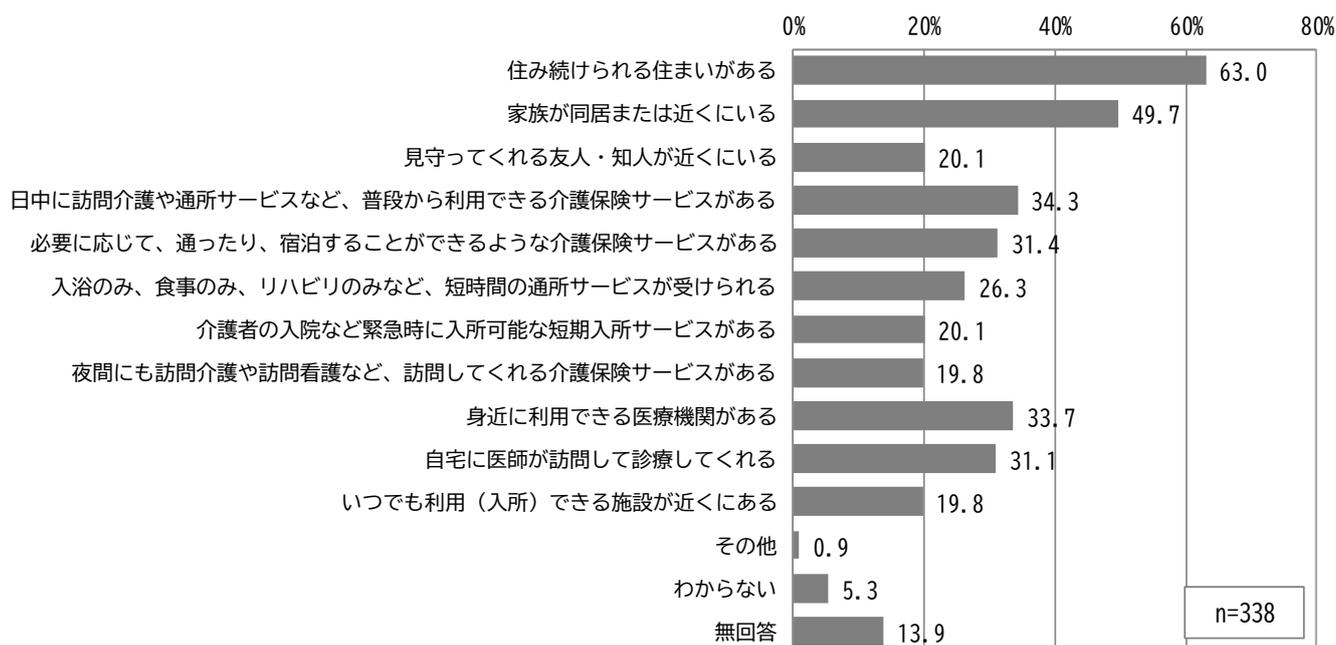


在宅での生活を続けるためには、「住まいの確保」「家族が同居または近くにいること」「移送サービスの充実」が必要と考える方が多い。

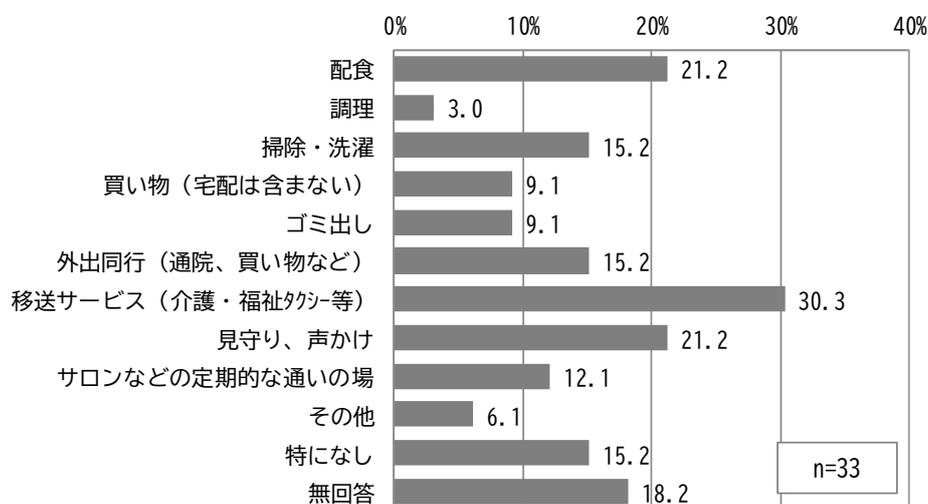
在宅で暮らし続けるためには、「住み続けられる住まいがある」「家族が同居または近くにいる」ことが必要であるという回答が多くなっています。

また、在宅生活の継続には、「移動サービス（介護・福祉タクシー等）」の支援が必要という割合が高くなっています。

**ニーズ調査** 問：在宅で暮らし続けるために必要なこと（複数回答）



**在宅調査** 問：在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）



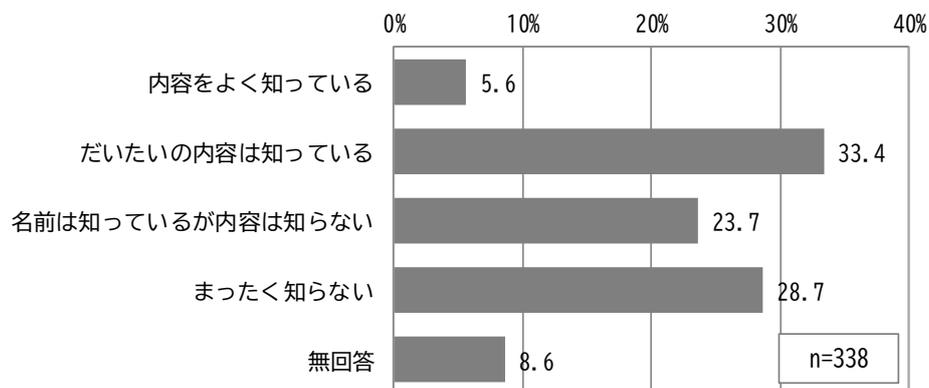


成年後見制度の認知度は4～5割程度。制度の利用意向としては「わからない」が半数以上となっている。また、介護者が不安に感じる介護としても、「認知症」や「金銭管理」が挙がっている。

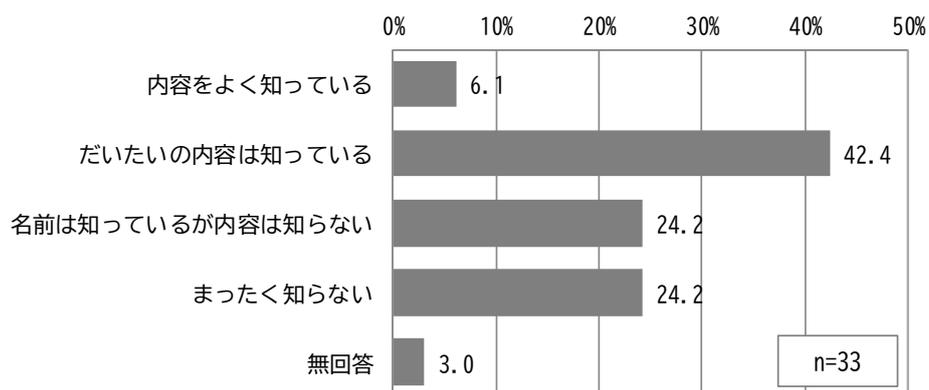
成年後見制度の認知状況として、「内容をよく知っている」「大体的内容は知っている」を合わせた割合は、ニーズ調査では39.0%、在宅調査では48.5%となっています。また、自身や家族が認知症になった際に成年後見制度を利用したいという方は13.3%であり、わからないと回答する方も58.3%となっています。

介助者が不安に感じる介護については、「食事の介護（食べる時）」「認知症への対応」「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が多くなっています。

**ニーズ調査** 問：成年後見制度の認知状況（単数回答）

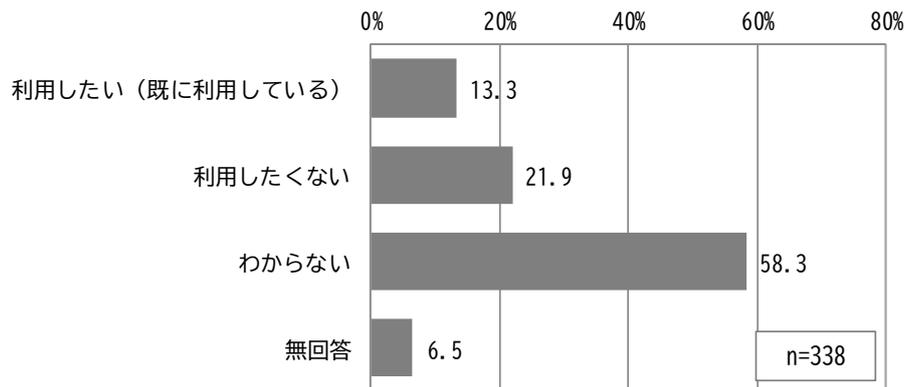


**在宅調査** 問：成年後見制度の認知状況（単数回答）



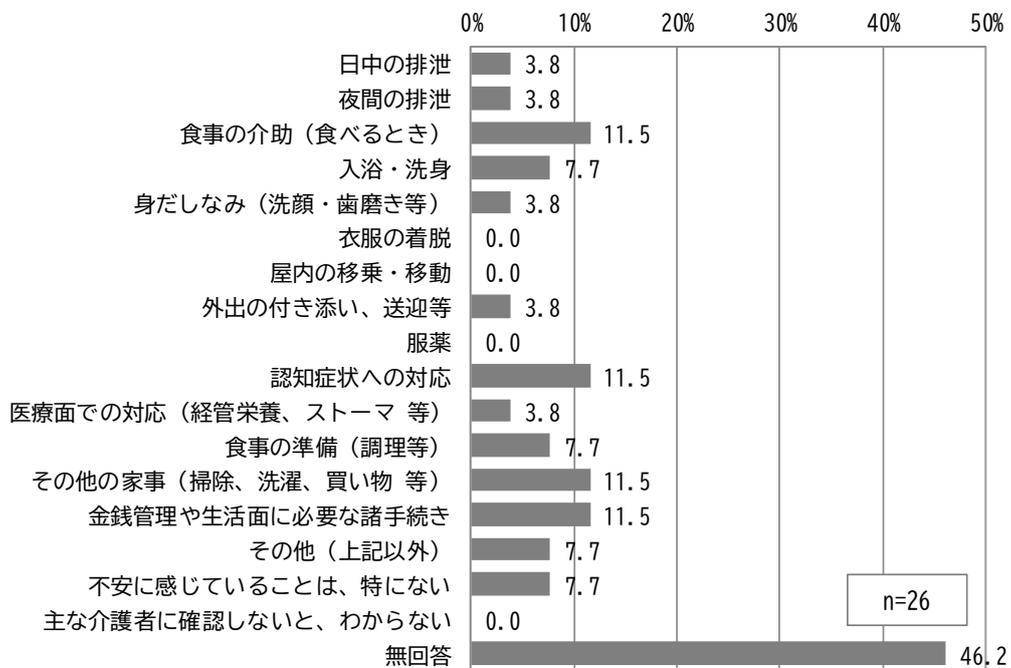
ニーズ調査

問：自身・家族が認知症になった際、成年後見制度を利用したいか（単数回答）



在宅調査

問：主な介護者が不安を感じる介護（複数回答）



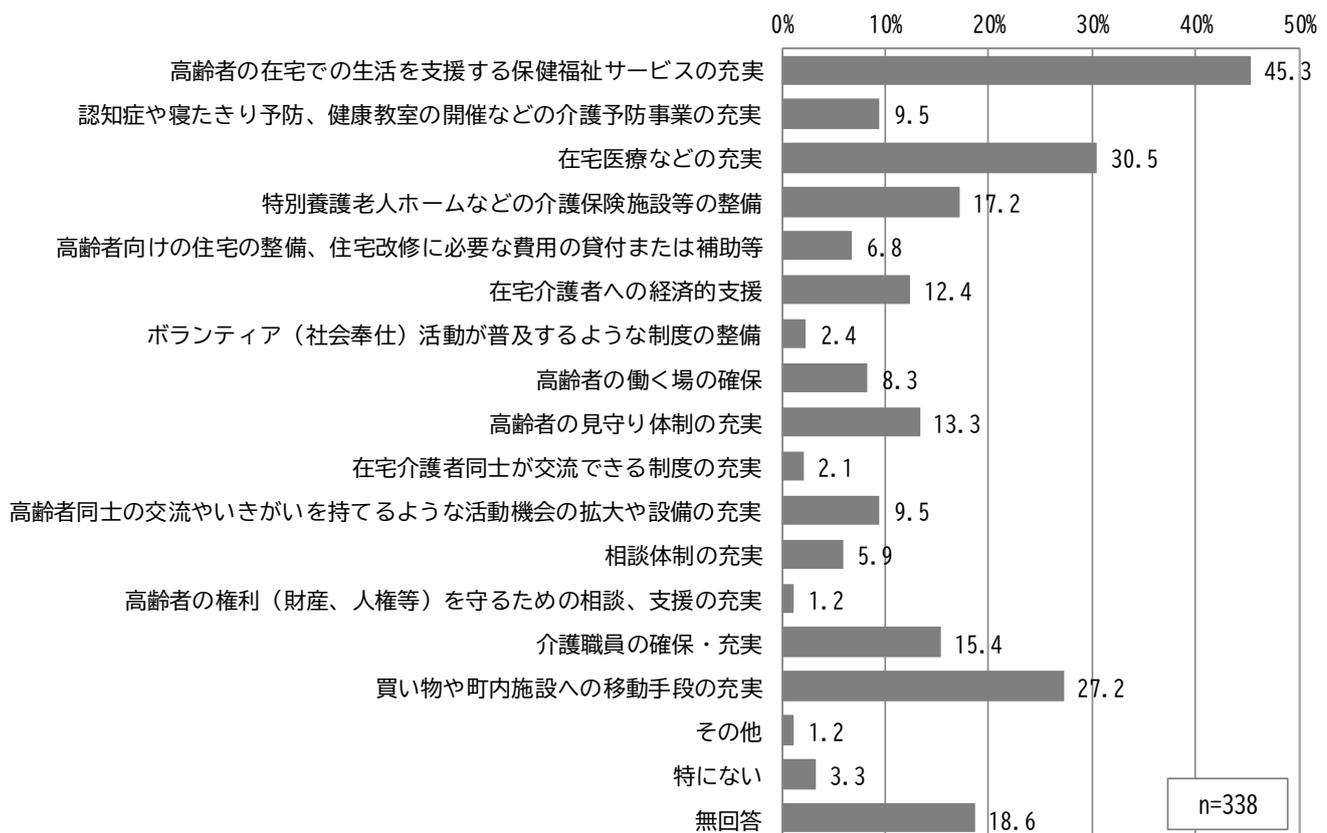


今後充実すべきは、「在宅生活の継続とそれを支援するサービスの充実」や「移動手段の充実」となっている。

本町の介護保険制度・高齢者福祉施策について、今後充実すべきものとしては、「高齢者の在宅での生活を支援する保健福祉サービスの充実」が45.3%、「在宅医療などの充実」が30.5%、「買い物や町内施設への移動手段の充実」が27.2%となっています。

ニーズ調査

問：介護保険制度・高齢者福祉施策について、今後充実すべきもの（複数回答）



### 3 「第9次高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画」の進捗状況

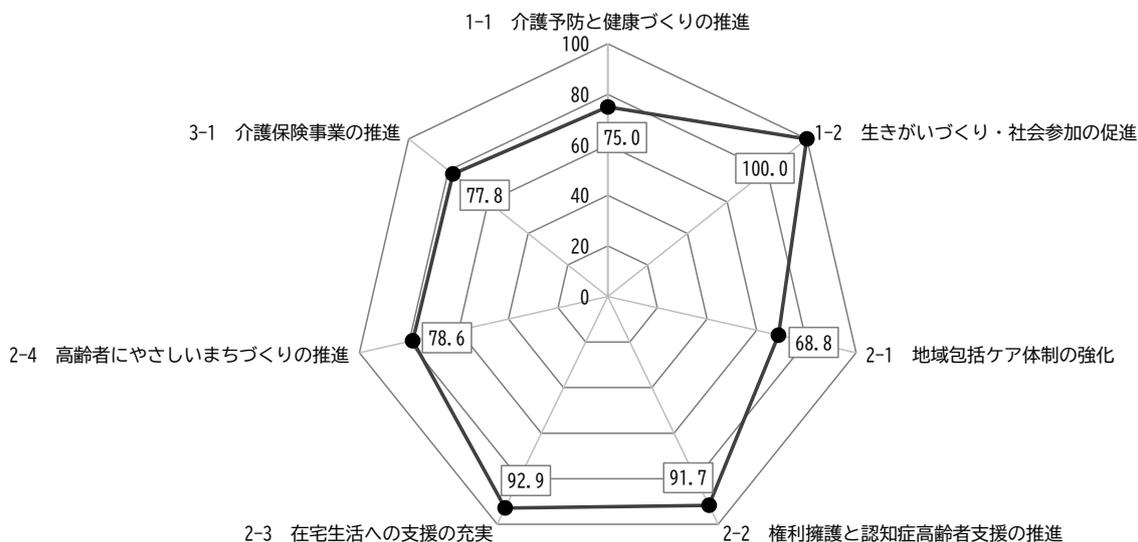
#### (1) 施策評価の方法

「第9次高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画」における取り組みに関する進捗に関して、3つの評価基準（「計画通り実施＝100点」「一部実施＝50点」「未実施＝0点」）で点数化し、評価しました。

#### (2) 施策評価の結果

基本目標ごとの評価としては、「基本目標1 生涯、健康でいきいきと暮らし続けられるまちに」が90.0点と最も高くなっており、取り組みの推進が図られている状況となっています。

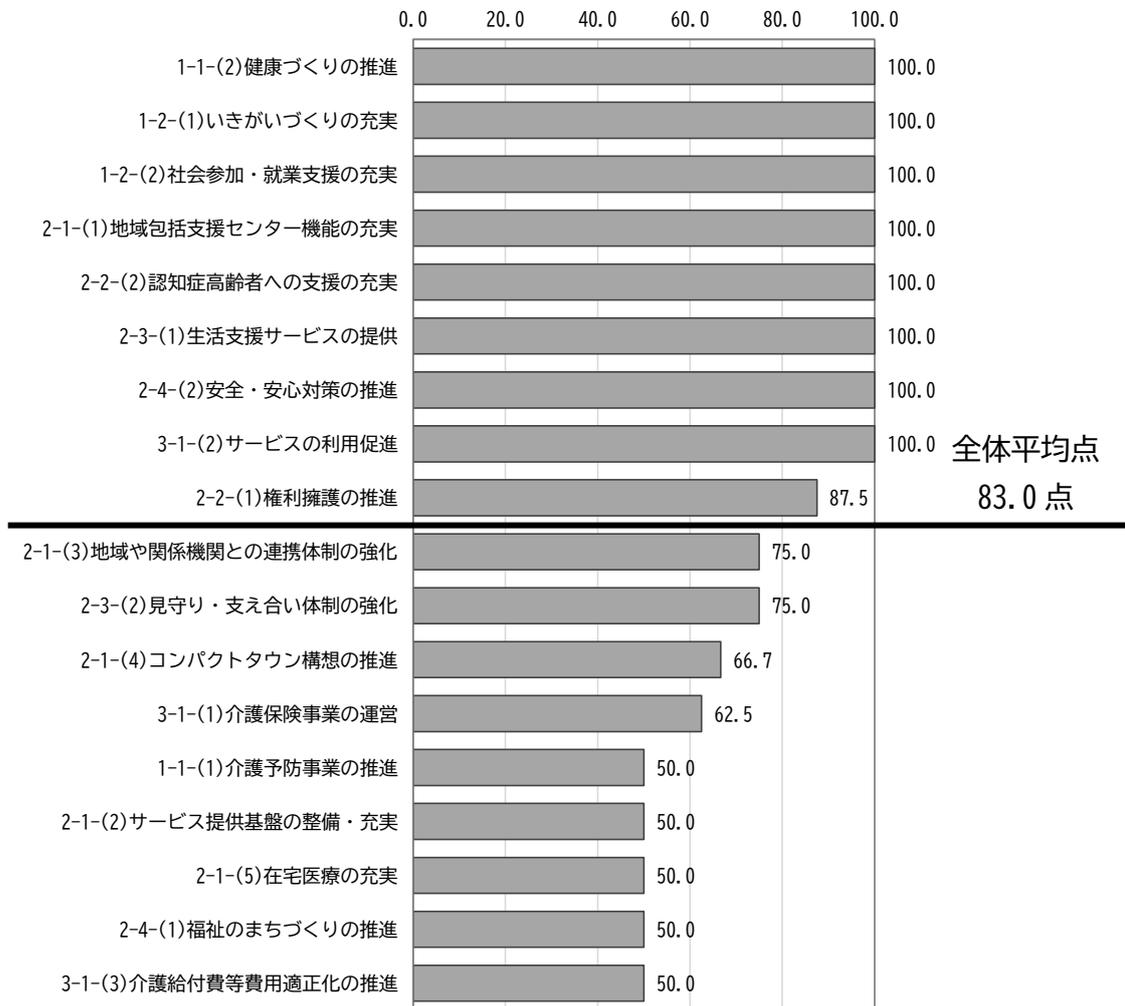
しかし、「基本目標3 安心して介護サービスを使えるまちに」については、77.8点となっており、今後より一層の取り組みの充実が求められます。



基本目標1 生涯、健康でいきいきと暮らし続けられるまちに	90.0点
1 介護予防と健康づくりの推進	75.0点
2 生きがいづくり・社会参加の促進	100.0点
基本目標2 地域みんなで助け合い、支え合えるまちに	82.1点
1 地域包括ケア体制の強化	68.8点
2 権利擁護と認知症高齢者支援の推進	91.7点
3 在宅生活への支援の充実	92.9点
4 高齢者にやさしいまちづくりの推進	78.6点
基本目標3 安心して介護サービスを使えるまちに	77.8点
1 介護保険事業の推進	77.8点

全体平均点	83.0点
-------	-------

また、施策ごとの評価としては、「1-1-(2)健康づくりの推進」をはじめとした9個の施策で、全体平均以上の進捗状況となっており、しっかりと取り組みが進捗している状況です。



### (3) 数値目標の進捗状況

「第9次高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画」で定めた指標についての実績値は以下のとおりです。

		目標値	実績値		
		令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本 目 標 1	パンフレット配布回数	1回	0回	0回	0回
	介護予防手帳配布者数	25人	0人	20人	5人
	おたっしゃくらぶ開催回数	48回	44回	49回	49回
	介護予防サポーター養成研修	1回	0回	0回	0回
	元気アップ体操開催回数	40回	18回	40回	40回
	すこやか元気クラブ開催回数	37回	18回	24回	24回
	住民主体の通いの場	5箇所	4箇所	5箇所	5箇所
	訪問型サービスA	252,000円	268,210円	262,870円	254,564円
	さくらカフェ開催回数	24回	19回	21回	23回
	サロンへの参加人数	430人	314人	554人	450人
	ほのぼのサービス「おたがいさま」協力員数	36人	12人	12人	12人
基本 目 標 2	生活支援サービス推進会議開催回数	12回	8回	12回	12回
	地域ケア会議開催回数	12回	8回	12回	12回
	個別ケア会議開催回数	12回	8回	12回	12回
	基本チェックリスト送付回数	1回	0回	0回	0回
	笠置町高齢者日常生活支援員研修実施回数	1回	0回	0回	1回
	きづがわねっと開催回数	6回	6回	6回	6回
	権利擁護広報回数	1回	0回	0回	0回
	日常生活自立支援事業利用者数	5人	2人	2人	2人
	日常生活自立支援事業利用回数	91回	23回	24回	24回
	笠置町成年後見開始審判等申立利用実績	1人	0人	2人	1人
	認知症サポーター養成講座実施回数	1回	1回	1回	1回
	認知症初期集中支援チーム員会議実施数	6回	6回	6回	6回
	笠置町高齢者等SOSネットワーク登録者数	10人	5人	4人	4人
笠置町認知症等位置情報提供サービス利用者数	8人	0人	0人	0人	

		目標値	実績値		
		令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本 目標 2	外出支援サービス事業実績	3,000,000円	2,064,360円	1,541,928円	1,423,098円
	JR鉄道助成事業実績	250,000円	112,760円	146,180円	132,130円
	ほのぼのサービス「おたがいさま」 協力員（再掲）	36人	12人	12人	12人
	ほのぼのサービス「おたがいさま」 利用者	90人	169人	112人	230人
	配食利用者	30人	33人	28人	25人
	車椅子の貸し出し	5台	4台	3台	3台
	在宅介護者への激励金	300,000円	280,000円	280,000円	200,000円
	在宅高齢者紙おむつ購入費補助額	300,000円	116,794円	99,295円	98,000円
	民生児童委員協議会の開催回数	12回	12回	12回	12回
	緊急通報システム貸与件数	4件	2件	2件	2件
	福祉避難所設置数	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所
基本 目標 3	過誤実績	4件	0件	0件	1件
	縦覧点検回数	40回	73回	55回	58回
	医療情報との突合回数	25回	26回	18回	25回
	住宅改修の点検件数	10件	15回	5回	7回
	福祉用具購入の点検件数	16件	19回	9回	12回
	介護給付費通知実施回数	1回	0回	0回	0回
	専門職との介護給付適正化研修の参 加回数	1回	0回	0回	0回

## 4 計画策定にあたっての課題の整理

### 主要課題1：高齢化の進行

---

本町では、総人口・高齢者人口ともに減少傾向が続いていますが、高齢化率については、一貫して増加傾向となっており、令和5年時点では53.4%と半数以上が高齢者という状況です。また、高齢者のうち後期高齢者が占める割合についても、令和5年時点で58.6%となっており、府下町村のなかで最も高い割合となっています。

高齢化の進行による要介護認定者や認知症高齢者の増加や、介護・医療ニーズの高まりに向けた対策を進めていくことが必要です。

### 主要課題2：支え手や担い手等の支援者の高齢化・人材不足

---

総人口の半数が高齢者となっている本町では、支援者の高齢化も顕著にあらわれています。ボランティアや地域活動に参加する方についても、サービス提供を行う事業所等の人員やケアマネジャーについても高齢化が進んでおり、活動や支援の継続がままならない現状もみられます。また、アンケートにおいても介護者の高齢化がみられ、老々介護となっている世帯も多くなっている現状です。

人口対策等は、介護分野のみで実施できるものではありませんが、全町の取組として連携して取り組んでいくことが求められています。

### 主要課題3：介護予防・重度化抑制の推進

---

健康寿命を延伸し、高齢になっても生き生きと活力ある生活を送れるよう、介護予防に向けた取り組みを進めることは重要です。また、フレイル対策を進めていくことは、フレイル状態から健康状態への回復も望めることから、重度化抑制を推進する視点についても重要なポイントであるといえます。

健康づくり活動をさらに拡大して進めていくとともに、身近な地域における集いの場を充実させ、外出や交流の促進を図ることで、互いに関わり合い、支え合うまちづくりへの1歩となる機会づくりとなるよう、取組を推進していくことが必要です。

### 主要課題4：住み慣れた地域での暮らしの実現

---

在宅での暮らしを望む方が多い中で、地域での暮らしを実現していくためには、介護と医療との連携や必要なサービス提供体制の維持、外出や移動への支援等も重要な要素です。これまで進めている介護施策を継続的に推進していくのと同時に、本町として求められている課題に対する取組についても、実施に向けた検討を進めていくことが重要です。その際、本町のみでは実施が難しい支援については、広域での連携も含めて検討を進め、住民が求めるニーズへの対応に向けた調整を進めていくことが求められています。

## 第 3 章 計画の基本的な考え方



## I 基本理念

本町では、今後高齢化が進み、人口が減少していく中でも、これからも住み慣れた地域で、誰もが安心して、自分らしく自立した生活ができるまちであることの実現に向け、第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画では“みんなの力で、生涯いきいきと安心して助け合って暮らせるまちの実現”を基本理念（ビジョン）を掲げ、各種高齢福祉施策に取り組んできました。

本計画においても、この基本理念（ビジョン）を継承し、本町が持つ住民同士の強い絆で、助け合って暮らせるまちの実現に向けた取り組みを推進していきます。



### 【基本理念】

みんなの力で、生涯いきいきと安心して  
助け合って暮らせるまちの実現



## 2 基本目標

本計画では、これからも住み慣れた地域で、誰もが安心して自分らしく自立した生活ができるよう基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 いつまでも、健康でいきいきと暮らし続けられるまちに

高齢者がいつまでも元気に生涯現役で暮らしていける基盤を構築することは大変重要です。また、住民の半数以上が高齢者である本町において、健康づくりや介護予防の取組は、高齢者だけの取組として考えるのではなく、壮年期から積極的に、そして住民一人ひとりが主体的に取り組むことが必要です。健康意識の向上を図り、健康づくりの推進や介護予防の取組を住民と一体になって進め、いつまでも健康に暮らせるまちづくりを行います。

さらに、高齢者が自らの経験と知識を活かしながら、誰もが地域での役割を持ち、社会参加・社会貢献で主体的に地域に関わることができるよう、あるいは、高齢者が生きがいを見つけて、いきいきと豊かに充実した暮らしを楽しめるよう支援していきます。

### 基本目標2 地域みんなで助け合い、支え合えるまちに

子どもから大人まで、世代を超えてみんなで支え合い助け合える、地域での支え合いの仕組みを構築・強化することにより、誰もが安心して暮らせる身近なセーフティネットとしての住民同士の絆をさらに強め、“みんなの力で、生涯いきいきと安心して助け合って暮らせるまちの実現”を目指します。

また、笠置町地域包括支援センターを中心とした保健・福祉・介護の関係機関と医療の連携を強化し、地域の団体や住民が連携して地域全体で高齢者を支える「地域包括ケア体制」の構築を図り、高齢者が地域で安心して暮らし続けることのできるまちにしていきます。

### 基本目標3 安心して介護サービスを使えるまちに

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その人なりに自立した生活ができるよう、需要に応じた介護サービスの基盤づくりを進めることは重要です。行政は、住民による主体的な健康づくりや、地域での助け合いを支援するとともに、介護サービス等の周知や適正な提供についても実施していきます。

介護サービスの提供体制の整備に向け、介護者の負担軽減や介護保険事業の適正な運営を進めるとともに、支援者や担い手の人材不足といった本町の抱える課題に対する施策を推進します。また、個々のニーズや状態に見合ったサービスを自らの意思で選択し、安心して介護サービスを利用できるまちにしていきます。

### 3 施策の体系

みんなの力で、生涯いきいきと安心して助け合って暮らせるまちの実現

基本目標	施策展開の内容	
基本目標1 いつまでも、 健康でいきいきと 暮らし続けられる まちに	1 介護予防と健康づくりの推 進	(1) 介護予防事業の推進
		(2) 健康づくりの推進
	2 生きがいがづくり・社会参加の 促進	(1) いきがづくりの充実
		(2) 社会参加・就業支援の充実
基本目標2 地域みんなで 助け合い、 支え合えるまちに	1 地域包括ケア体制の強化	(1) 地域包括支援センター機能の充実
		(2) サービス提供基盤の整備・充実
		(3) 地域や関係機関との連携体制の強化
		(4) コンパクトタウン構想の推進
		(5) 在宅医療の充実
	2 権利擁護と認知症高齢者支 援の推進	(1) 権利擁護の推進
		(2) 認知症高齢者への支援の充実
	3 在宅生活への支援の充実	(1) 生活支援サービスの提供
(2) 見守り・支え合い体制の強化		
4 高齢者にやさしいまちづく りの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	
	(2) 安全・安心対策の推進	
基本目標3 安心して 介護サービス を使えるまちに	1 介護保険事業の推進	(1) 介護保険事業の運営
		(2) サービスの利用促進
		(3) 介護給付費等費用適正化の推進



## 第4章 施策の展開



# I 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」等の必要な支援を包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するためのしくみのことです。

高齢化率が50%を超え、2人に1人が高齢者となっており、今後も、団塊世代が75歳以上となる令和7年や団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年にかけて、更なる高齢化の進行が想定されている本町において、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みは大変重要です。

今後も引き続き、地域包括ケアシステムの機能に関する段階的な整備・深化に取り組んで参ります。

地域包括ケアシステムを構成する仕組み・機能	
※構築エリア：●広域 ◎町全体 ○自治会等の小地域	
体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎地域包括支援センターの設置</li> <li>●協議体の設置</li> <li>◎生活支援コーディネーターの配置</li> <li>◎地域包括ケアシステムを評価するしくみの構築に向けた検討の実施</li> </ul>
介護予防 介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防の場・サービス</li> <li>◎日常生活担い手養成事業</li> <li>◎介護予防対象者把握のための取組の実施</li> </ul>
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コーディネーターの配置等による、在宅医療連携拠点の設置</li> <li>●多職種による事例検討や合同研修の実施</li> </ul>
認知症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症初期集中支援チームの設置</li> <li>◎認知症地域支援推進員の配置</li> <li>◎認知症サポーター養成講座</li> <li>◎認知症カフェの充実</li> </ul>
住まい	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎高齢者向け住宅の整備に関する自治体としての方針の提示</li> <li>◎高齢者向けの住宅相談の機会や窓口等の設置</li> </ul>
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎生活支援を担うボランティアの養成</li> <li>◎高齢者の移動支援（買い物、通院等）の取組</li> <li>◎日常生活担い手養成事業</li> </ul>

## 2 施策の展開

### 基本目標 1 生涯、健康でいきいきと暮らし続けられるまちに

#### 1 介護予防と健康づくりの推進

##### (1) 介護予防事業の推進

<b>①一般介護予防事業の推進</b>
<p><b>1) 介護予防普及啓発事業</b></p> <p>生活習慣病や心身の健康についての自覚を高める等、介護予防について基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレットの作成や配布を行います。</p> <p>また、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上や閉じこもり予防等を目的とした介護予防教室（おたっしゃくらぶ）を開催し、各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する介護予防手帳の配布を行い、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるように取組を進めていきます。</p> <p>また、介護予防教室には、リハビリテーション専門職や保健師の関与を増やし、介護予防と保健事業が一体的に実施されるように努めます。</p>
<p><b>2) 地域介護予防活動支援事業</b></p> <p>地域における介護予防や健康づくり活動を活発化させるために、介護予防サポーター養成研修の実施や元気アップ体操教室の開催支援等、地域における自発的な活動の育成・支援を実施していきます。また、0次予防を目標とした社会参加の場を増加させるため、笠置町住民主体の通いの場事業を実施し、住民主体の通いの場の立ち上げを生活支援コーディネーターとともに支援します。</p>
<p><b>3) その他、一般介護予防に資する事業（すこやか元気クラブ）</b></p> <p>65歳以上の町民を対象（介護認定を受けていない方中心（一部、介護認定者を含む））に、月1回「健康チェック」、「軽体操」、「頭の体操」、「うた・茶話会・レクリエーション」などを、各地域集会所またはつむぎてらすにて実施し、健康意識を高め、介護予防を図ります。</p>

#### <指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
パンフレット配布回数	0回	1回	1回	1回
おたっしゃくらぶ開催回数	49回	48回	48回	48回
介護予防サポーター養成研修	0回	1回	1回	1回
元気アップ体操開催回数	40回	40回	40回	40回
すこやか元気クラブ開催回数	24回	24回	24回	24回
住民主体の通いの場	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

## 「井戸端広場事業」(正式名称：住民主体の通いの場事業)

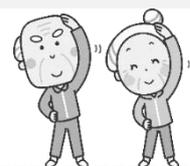
介護予防・閉じこもり予防・健康づくりのため、地域住民が自主的に公共施設等で活動する通いの場に対して補助金を支給する事業を実施しています。

↳ 通いの場とは：地域に住む高齢者が定期的に集まり、さまざまなアクティビティを通じて仲間と楽しんだりリフレッシュしたりと、日々の生活に活気を取り入れてもらい、介護予防を目指す取り組みです。

例えば、

体力向上を目的とする体操の教室を、友人3人と一緒に始める時、立ち上げ費用や運営費用の支援が受けられます！

登録等の手続きやその他相談等については、笠置町生活支援コーディネーターがお手伝いしますので、お気軽に笠置町地域包括支援センターまでご相談ください。



### ②介護予防・生活支援サービスの推進

#### 1) 訪問型サービス

##### ①介護予防訪問介護相当サービス

自立した生活を営むことができるよう、これまでの予防給付と同等の基準で、訪問介護員による身体介護を中心とした日常生活上の支援を実施します。

##### ②訪問型サービスA

笠置町高齢者日常生活支援員研修を受講した者等が、ゴミ出し、掃除、洗濯等身体介護以外の日常生活上の支援を行います。

#### 2) 通所型サービス

##### ①介護予防通所介護相当サービス

通所介護施設等で機能訓練をはじめとした支援を、これまでの予防給付と同等の基準で実施します。

##### ②その他

閉じこもり、認知症、うつ予防事業としては「さくらカフェ」を月2回開催しています。今後も、対象者の適正な把握に努め、事業を実施していきます。

#### 3) 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスが希望者に対し適切に提供できるように、要支援者や事業対象者に対し、介護予防ケアマネジメントを行います。本人や家族の希望や生活機能の状態などを踏まえてケアプラン等を作成し、できるだけ自立した生活が送れるようにサポートします。また、必要に応じて、サービス提供後の状況確認も行います。

#### <指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービスA	254,564円	237,522円	237,522円	237,522円
利用者数・利用回数	4人・239回	4人・227回	4人・234回	4人・231回
さくらカフェ開催回数	23回	24回	24回	24回

## (2) 健康づくりの推進

### ① 町民の健康づくり意識の向上

保健事業と介護予防の一体的実施に向けて、保健事業と介護予防事業の連携や、各種団体の事業との協働・連動が必要であると考え、高齢期を迎えても、心身ともに健康な生活を継続できるよう、健康増進法に基づき、がん検診を行うほか、歯の健康講座、骨粗鬆症予防等の健康教育の実施やウォーキングによる健康づくり、健康相談を実施し、生活習慣病の予防や健康増進、フレイル対策の取組を進めます。

#### 1) 健康相談

地区集会所等において、保健師による血圧測定・尿検査・体重測定等を定期的を実施します。

#### 2) 健康教育

子育て中の世代の方に向けて、町教育委員会と共催で、子育てサロン（ほっとサロン）において、おやつ提供や、調理実習の実施の他、町民の方向けに食を通じた健康づくり教室を実施してもらうことで、健康づくりに関心をもっていただけるよう啓発を行います。

#### 3) 健康づくり、生活習慣病予防に関する啓発

広報誌やCATV等を活用し、健康づくりに関する情報を啓発していきます。

### ② 生活習慣病等の疾病予防の推進

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を対象とした特定健康診査・特定保健指導を推進するとともに、各種がん検診をはじめ、栄養・食生活の改善や運動・身体活動の習慣化などの生活習慣の改善指導の充実を図り、壮年期における生活習慣病の予防、早期発見・早期対応に向けた保健事業と介護事業の一体的な取組を推進します。

#### 1) 特定健康診査、後期高齢者健診等の実施

検診車の配車等による集団健診と、医療機関で受診する個別健診、京都山城総合医療センター・京都第一赤十字病院での人間ドックを実施します。

個別健診については、町内医療機関に加え、令和3年度から木津川市及び相楽圏域の医療機関で受診できるよう体制を整えています。

#### 2) 各種がん検診の実施

検診車の配車等による集団検診と、町内の医療機関等で受診する個別健診を実施します。

#### 3) はつらつ！ハッピー！ヘルスアップ教室の実施

40歳以上の住民を対象とした、体幹や骨盤の調整、筋力アップを目的としたガンバルーン体操と、より運動効果が得られるノルディックウォーキングの運動教室を実施します。

#### 4) 笠置町さざなみ会との協働事業

孤食や低栄養になりがちな高齢者の方を対象に、介護予防事業や認知症カフェの中で手作りの食事（4会場／各1回）やおやつ（3事業6会場／各数回）を提供いただき、一緒に食べる楽しさを感じていただくとともに、食事について考えていただける場を提供します。

## 2 生きがいくくり・社会参加の促進

### (1) いきがいくくりの充実

#### ①趣味・学習活動の充実

近年、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」へと住民の意識も多様化し、人生100年時代を迎えつつある中、豊かで充実した高齢期を送るために、生活の楽しみや生きがいを求める趣味活動や学習への意欲が高まっています。

町内在住の概ね65歳以上の方を対象に、つむぎてらす又は笠置町産業振興会館にて、書道教室・ちぎり絵教室を行っています。今後も継続して教室が運営できるように支援していきます。また、高齢者の積極的な生涯学習の促進を図るため、さらに活動拠点の拡大や活動内容の充実を図ります。

#### ②老人クラブ活動への支援の充実

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、老後の豊かな生活を送るために会員相互の親睦を深め、教養の向上や健康増進、レクリエーション活動の推進等、また、地域社会との連携を図るための社会貢献活動も積極的に実施しています。今後も、社会福祉協議会が継続して老人クラブの事務局を行っています。

老人クラブ加入者の減少がみられる中、情報発信や周知等の参加を促すための支援を強化し、会員の増加に努めるとともに、活動継続への支援や活動が活発化するように既存の活動にとらわれずに新たな活動提案を行い、魅力ある活動を支援していきます。

#### ③サロン活動への支援の充実

サロン活動とは、65歳以上の方を対象に、各地域集会所及び笠置会館いこいの館にて、高齢者が気軽に、楽しく自由に集い、それぞれの興味や関心に合わせた活動や一緒にお茶を飲んだり食事をするにより、楽しいひとときを過ごす仲間づくりの活動の場です。

男性の方へ参加の声かけ・活動内容等はできるだけ各会で検討し、今後も、サロン活動の継続・充実に向けて、支援していきます。

#### <指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サロンへの参加人数	450人	447人	441人	434人

#### ④スポーツ・レクリエーション活動の充実

社会福祉協議会が開催している高齢者スポーツ大会は、老人クラブのスポーツの祭典として開催されており、多くの高齢者が参加しています。このほか、笠置町運動公園と笠置いこいの館にゲートボール場が設置されています。また、町内外に、自然を利用したハイキングコースや散策路などにも恵まれています。

高齢者の健康づくりとともに、高齢者同士、また多世代間の交流を図るため、地域資源を活用した各種スポーツ・レクリエーション活動の充実を図り、高齢者の積極的な参加促進に努めることは重要です。現在笠置町では社会福祉協議会で月に1度のお楽しみ交流会を実施していますが、今後も時代や住民のニーズをとらえた新しい活動や取組を実施していけるよう模索していくことが大切だと考えています。

## (2) 社会参加・就業支援の充実

#### ①高齢者の就労支援

仕事を通じて社会参加しながら、いきいきとした生活を送ってもらうことを目的として、これまで高齢者が蓄えてきた知識や経験が活かされるよう、観光、農業等において高齢者が就労する場の確保に努めます。また、介護離職の防止に向け、職場環境の改善に関する普及啓発等の取組についても検討していきます。

#### <指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ほのぼのサービス「おたがいさま」協力員数	12人	15人	18人	21人

#### ②ボランティア活動・社会貢献活動への支援

社会福祉協議会を拠点に、ボランティアに関する相談機能や情報提供の充実、登録制度の創設を図り、ボランティアの育成機能の充実を図ります。

ボランティア活動のきっかけづくりとしての各種養成講座を実施するとともに、各種養成講座受講者をボランティア活動の担い手として結び付けるために、受講後のフォローアップ体制を強化します。

また、ボランティアの手助けを必要としている高齢者と、ボランティア活動を結ぶコーディネート機能の充実に努めます。また、デイサービスや通いの場におけるボランティアの機会創出についても検討を進めます。

## 基本目標2 地域みんなで助け合い、支え合えるまちに

### I 地域包括ケア体制の強化

#### (1) 地域包括支援センター機能の充実

笠置町地域包括支援センターは、地域ケア会議や生活支援サービス推進会議により情報の共有を図っています。また、研修会に定期的に参加しています。

今後も、高齢者の多様なニーズに応えるため、生活支援推進サービス会議への参加者を増やし、連携の強化や包括支援センターの周知・活用ができるようにします。

また、笠置町地域包括支援センター職員の研修会への参加機会の提供、高齢者介護を取り巻く最新の情報の提供など、職員の資質向上のための支援に努めます。

#### <指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援サービス推進会議開催回数	12回	6回	6回	6回
地域ケア会議開催回数	12回	6回	6回	6回

#### (2) サービス提供基盤の整備・充実

地域包括ケアのための各種施策の推進にあたり、その基本となる保健福祉サービスや介護保険サービスの提供基盤について、利用者のニーズを十分考慮しながら、引き続き整備・充実に努め、サービスの安定的かつ効果的な提供に取り組みます。

基本チェックリストの送付等により、自身の心身の状況把握の促進を進めるほか、民生委員や地域での相談等の情報との連携を進め、何らかの支援が必要にも関わらず、埋もれてしまっている方がいないように努めます。

#### (3) 地域や関係機関との連携体制の強化

##### ① 関係機関との連携

高齢者が安心して自立した生活を送っていくためには、身近な地域の中で保健・医療・福祉の各分野が連携し、予防から介護・リハビリテーションまでの一貫したケア体制が整備され、高齢者それぞれの状態やニーズに応じて適切な対応が図られることが必要です。

今後は、笠置町地域包括支援センターを拠点に、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、笠置会館等の関係機関を相談窓口として位置づけ、それらの相談窓口との連携を図ることで、きめ細かな対応ができる体制の充実に努めます。

## ②地域の担い手の育成

地域福祉の担い手として支援員の講習を行っていますが、まだまだ参加者が少ない状況がみられます。

今後は、地域福祉の考え方を浸透させ、地域住民、町が自らの役割を認識し、町民自らが地域福祉の担い手として積極的に関わることで、協働して高齢者を支える環境づくりを進めます。そのためにも、定期的に支援員講座などを行い、担い手の人数を増やしていきます。

### <指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
笠置町高齢者日常生活支援員研修実施回数	1回	0回	0回	1回

## (4) コンパクトタウン構想の推進

### ①未来を拓く拠点機能の整備

若者から高齢者まで多世代の住民が集う場をつくり、新しい地域の活動や雇用の創出、人々の生きがいの充実、地域資源の活用、新たな人材や産業の受入れ等、まちの活性化をもたらす機能を集約した「未来を拓く拠点機能」づくりを進めます。

### ②暮らしを守る拠点機能整備

日常生活サービス機能である医療、介護、健康づくり、住民の見守り・助け合いなど住民の暮らしを守る機能が集約した「暮らしを守る拠点機能」を笠置駅周辺に集積し、各地区とは観光客や住民以外でも誰もが利用できる機能的なコミュニティ交通の再整備を図ります。

## (5) 在宅医療の充実

### ①在宅医療・介護連携推進事業の実施

近隣自治体や医師会等との連携・協力により、地域における医療・介護の関係者が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供できるよう促進します。また、かかりつけ医に関する啓発や機能の確保に向けた調整を進めます。

効率的で質の高い医療提供体制・在宅医療・介護の充実等が一体的に行われるよう、医療・介護従事者等の関係者による協議の場を開催します。

自分自身の終末期や家族の看取りに関する知識普及と意識啓発に取り組めます。

### <指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
きづがわねっと開催回数	6回	6回	6回	6回

## 2 権利擁護と認知症高齢者支援の推進

### (1) 権利擁護の推進

#### ①身近な相談窓口の充実

笠置町地域包括支援センターにおいて、サービスに関する情報提供や支援が必要となった場合に適切なサービスや機関につなげるなど、総合的な相談支援を提供していきます。

また、民生児童委員協議会など関係機関との連携・協力や、高齢者虐待窓口として機能することで、住民の身近な地域における権利擁護の相談窓口として、高齢者に対する虐待の防止や早期発見、その他高齢者の権利擁護のために必要な援助を実施していきます。

権利擁護の知識、相談ができるということを地域住民に周知するため、広報などを行います。

#### <指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
権利擁護広報回数	0回	1回	1回	1回

#### ②日常生活自立支援事業の推進

日常生活自立支援事業とは、判断能力が十分でない人の日常生活を支援するため、社会福祉協議会において福祉サービスなどの利用援助、日常生活上の金銭管理などのサービスを提供するものです。

生活支援員交流会に支援員が参加したり、事務所前に事業のパンフレットを置いたり、年2回発行の社協だよりで啓発しています。

引き続き、事業についての普及・啓発と利用に向けた支援を行います。

#### <指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活自立支援事業利用者数	2人	2人	2人	2人
日常生活自立支援事業利用回数	24回	24回	24回	24回

#### ③成年後見制度の利用促進

財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難な認知症高齢者などを援助する「成年後見制度」の利用促進を図るために、制度の利用支援や周知を進めます。併せて、成年後見制度の利用が困難な高齢者に対して、審判の申し立てなどに関して支援する「成年後見制度利用支援事業」を実施します。

また、成年後見制度等の支援を必要とする方に対して適切な支援を行うため、各関係機関が連携する「地域連携ネットワーク」の中心となる中核機関の設置に向けた取り組みを推進します。

#### ④高齢者虐待防止の推進

高齢者に対する虐待行為は、心身に深い傷を負わせ、基本的人権を侵害するものです。町では、民生児童委員協議会や地域ケア会議により高齢者虐待の情報の収集をしています。

また、高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の尊厳を保持するため、町が主体となって、地域における医療・保健・福祉等の関係機関のネットワークを構築し、人権意識の啓発はもとより、相談体制の整備や関係機関の研修など、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応への取組を推進します。また、虐待発生時には、要因分析等の再発防止に向けた取り組みを進めます。

## (2) 認知症高齢者への支援の充実

#### ①認知症に関する知識の普及・啓発

健康づくり事業や介護予防事業を通じ、普段の生活から認知症予防の取組を町民に促すとともに、認知症高齢者に対し適切な対応が図れるよう、研修制度の周知や啓発に向けて取り組むとともに、サポーター養成講座の開催をはじめ、認知症ケアパス等を活用して、認知症に関する正しい知識の普及・啓発、理解促進を図ります。

サポーター養成講座は、特に小学生等、子供の頃から正しい認知症の知識を持って今後高齢者を支えていけるようにキッズサポーターの養成に注力します。認知症介護基礎研修の受講義務化を受け、研修制度の周知や啓発の強化を行います。

#### <指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座実施回数	1回	1回	1回	2回

#### ②認知症の早期発見・早期対応

##### 1) 笠置町高齢者等 SOS ネットワークの構築

認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるよう関係機関等の支援体制を構築し徘徊高齢者等の生命・身体の安全とその家族への支援を図ります。

##### 2) 笠置町認知症等位置情報提供サービス利用助成事業の実施【拡大事業】

認知症等により徘徊する方や徘徊するおそれのある方で、笠置町高齢者等 SOS ネットワークに登録済みの方を対象に、安全を確保するための位置情報提供サービスの利用に係る費用の一部を助成します。

#### <指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム員会議実施数	6回	6回	6回	6回

### 3 在宅生活への支援の充実

#### (1) 生活支援サービスの提供

①外出を支援するサービス	
<p>単独でJR等公共交通機関を利用できる高齢者が減り、JR鉄道運賃助成事業の利用実績は減少傾向にある反面、外出支援サービスの対象者は増加し、車両や運転手の確保が難しくなっています。</p> <p>町内での公共交通機関の整備が遅れていることや、坂道が多くみられるなど、今後、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等からの利用ニーズの増加が見込まれます。社会福祉協議会による外出支援サービス、町内循環バスの運行実施等の充実やバス乗降が難しい方への支援策の検討を図るとともに、デマンド交通等の新たな移動支援策の導入検討も含め、買い物や通院のほか地域活動やイベントへの参加の際にも利用できるような、住民が利用しやすい町としての移動支援策の推進を図ります。</p> <p>外出支援サービスは、要介護認定者等で、家族の支援が得られない場合に、運転協力員が、自宅から病院までを送迎するサービスです。また、住民の福祉向上を目的として、町民を対象とした町内循環バスを運行します。70歳以上の町民には、JR笠置駅を起点に往復乗車券を購入した場合、一定基準により鉄道運賃を助成します。</p>	

#### <指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
外出支援サービス事業実績	1,423,098円	1,423,098円	1,395,194円	1,395,194円
外出支援サービス事業登録者数	51人	51人	50人	49人
JR鉄道助成事業実績	132,130円	130,611円	129,092円	127,573円
JR鉄道助成事業カード発行者数	87人	86人	85人	84人

②住民参加型在宅福祉サービス事業（社会福祉協議会、老人クラブ連合会）	
<p>65歳以上の高齢者世帯・一人暮らし世帯・笠置町在住で何らかの理由により日常生活に支障のある方に対して、「誰にでもやさしく、安全で暮らしやすい町」を目指した、高齢者の見守りを兼ねた軽微な作業を提供し、住民同士の助け合い・つながりを築く「ほのぼののサービス『おたがいさま』」を行います。</p>	

#### <指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ほのぼのサービス協力員	12人	15人	18人	21人
ほのぼのサービス利用者	230人	229人	225人	222人

### ③在宅介護等への支援

#### 1) 配食サービス

75歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢世帯の方を対象に、買い物や炊事が困難で、自ら食事を用意するのに支障がある場合には食の自立支援事業として配食サービスを実施し、毎月2回程度家庭に弁当を配達し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認、友愛訪問も行います。その他にも「毎日弁当」として月曜日から土曜日までお弁当の注文をされた方に夕食の配達を行っています。

#### 2) 介護用品の貸し出し

介護が必要となった高齢者等に対し、車イスやスロープ等の介護用品を無料で一定の期間貸し出すことにより、本人や介護者の日常生活の便宜を図ります。

#### 3) 各種手当や激励金の支給

在宅高齢者介護者激励金支給事業では、要介護認定が4もしくは5の満65歳以上の方を在宅で介護している方に、在宅介護を推進する上で、介護者の負担を軽減するため、年額2万円の介護者激励金を支給します。また、高齢者福祉の向上を図るため老人手当の支給を行います。

#### 4) 在宅高齢者紙おむつ購入費の補助

要介護認定が3以上で排尿、排便が全介助であり、介護保険料の所得段階が第1段階から第5段階の65歳以上の高齢者に対し、1か月2,500円を上限として紙おむつ購入費を助成し、介護者の経済的負担の軽減を図ります。

#### <指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食利用者	25人	25人	24人	24人
車椅子の貸し出し	3台	3台	3台	3台
在宅介護者への激励金支給件数	14件	14件	14件	14件
在宅高齢者紙おむつ購入費利用人数	6人	6人	6人	6人

### ④養護老人ホーム

養護老人ホームは、老人福祉法に基づく老人福祉施設として、環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な概ね65歳以上の高齢者が入所する施設です。

山城南圏域には施設がないため、奈良市での施設利用となっています。現時点では、山城南圏域内での施設建設予定がないため、今後も奈良市で対応していきます。

### ⑤軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上の高齢者が、家庭環境、住宅事情などの理由で、在宅で生活することが困難な低所得者が入所する施設です。

町内に施設はありませんが、今後も利用希望者のニーズに応じてサービスを提供していきます。

## (2) 見守り・支え合い体制の強化

### ①地域の見守り体制の強化と、サービスへの「つなぎ」のための取組

社会福祉協議会、民生児童委員協議会、行政区、老人クラブなどによる声かけ・見守り訪問活動を通じ、地域の支援が必要な高齢者の安否確認、身体状況の低下や認知症の進行等を把握するための取組を推進します。

また、これらの地域福祉推進主体と笠置町地域包括支援センター、その他専門的な相談支援機関等との連携を強化し、要介護者に対する支援方法等について情報共有を図るためのネットワークの充実に努めます。

このネットワークを通じ、必要に応じ支援が必要な高齢者を介護保険サービスや福祉サービスにつないだり、利用を促進するための支援の仕組みづくりの構築を図ります。

### ②高齢者の地域での孤立防止への取組の推進

高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者世帯の増加、地域力の低下による高齢者の地域での孤立が問題となっています。日頃からの見守りや安否確認の実施は、高齢者の孤立を防ぐだけでなく、孤独死・孤立死を防ぐための方策としても重要です。

様々なネットワークによる地域の見守り体制の強化を図るとともに、一人暮らし高齢者等の健康状態の確認や安否確認、閉じこもり予防のための生活支援サービス等の提供を通じ、孤立防止への取組を推進します

### ③家族介護者等への支援の推進

老々介護の世帯をはじめ、家族等による介護の負担が大きい世帯に対する支援を進めます。また、ヤングケアラーを含め、家族等介護者からの相談があった際には、関係機関において情報共有と連携を行い、支援を推進します。

## 4 高齢者にやさしいまちづくりの推進

### (1) 福祉のまちづくりの推進

#### ①誰もが利用しやすいまちづくりの推進

高齢者や障がい者も含めた誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」のやさしい町を目指し、既存公共施設の手すりや段差の解消等の改修等の利便性向上に向けた取組の推進や、研修による職員の対応の向上等を図るとともに、道路や公園等の施設だけでなく、広報紙や案内等の情報コミュニケーション分野においても可能な限りバリアフリー環境の充実に努めます。

## ②買い物環境の向上

「笠置町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査(令和5年実施)」結果では、「笠置町の介護保険制度・高齢者福祉施策について、今後充実すべきもの」として27.2%の人が「買い物や町内施設への移動手段の充実」を選択されていることから、高齢者等への買い物等の支援サービスの充実を図っていくことが重要だと考えています。現在笠置町では社会福祉協議会でお楽しみ交流会として月に1度マイクロバスで買い物に行くなどの事業を行っています。また令和3年度には町内コンビニエンスストアに町内循環バスのバス停を設置し、実証実験を経て運行を開始しています。今後も日常生活を支える重要な支援として高齢者等への買い物等の支援サービスの充実を図って行きます。

## ③人権教育・人権啓発の推進

人権教育として、小・中学校においては、道徳、特別活動、総合的な学習や、体験活動を取り入れた学習などを通して、高齢者や障がいのある人とともに生きていこうとする心や態度を育成していきます。また、人権に関する啓発パンフレットの配布などを通じて住民への人権啓発を実施していきます。

## (2) 安全・安心対策の推進

### ①地域見守り体制の充実

日常的な見守りが必要な高齢者を把握し、緊急時に円滑な支援ができるよう、民生児童委員協議会や社会福祉協議会、消防、警察、医療機関などの関係団体・機関との情報の共有化・連携を行っていきます。

<指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
民生児童委員協議会の開催回数	12回	12回	12回	12回

### ②笠置町在宅老人緊急通報システム事業の実施

身体上疾患があり、日常生活を営むうえで常時注意を必要とする、一人暮らしの高齢者等の世帯宅に緊急通報発信機を設置し、緊急通報時には委託業者のセンターより、消防署への通報や協力員への連絡等を行います。

<指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急通報システム貸与件数	2件	2件	2件	2件

### ③災害や感染症対策を踏まえた支援体制の充実

笠置町地域防災計画に基づき、高齢者や障がい者、乳幼児等の災害時要配慮者に対し、災害時、迅速かつ的確な対応を図るための体制整備を図ります。また、避難中においても高齢者が安心して過ごせる生活環境を確保するため、令和3年度に笠置いこいの館2階（かわせみ、きじ）、3階に福祉避難所を設置しました。有事の際に行う福祉避難所での支援に向けた体制づくりを進めていくとともに、状況に応じて広域での連携も含めた支援策の検討を進めます。

福祉サービスが継続的に提供される体制づくりを地域の福祉団体、事業者、関係機関、福祉施設等との連携のもと進めていきます。

### ④消費者被害の防止

高齢者や障がいのある人を狙った悪質な商法が増加しています。これらに対しては、日常的な声かけや地域の見守り、情報発信の実施により、犯罪が起きにくい地域づくりを進めます。また、警察や京都府など関係機関等と連携して、高齢者等を対象とする悪質な犯罪の手口や被害情報などを、日常的に高齢者等と関わる機会が多い地域の民生児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等に的確に提供し、高齢者やその家族に情報を伝えてもらう体制づくりを進めます。

## 基本目標3 安心して介護サービスを使えるまちに

---

### I 介護保険事業の推進

#### (1) 介護保険事業の運営

##### ①介護保険に関する相談体制の充実

住民が自らの選択により、質の高いサービスを安心して利用できるよう、介護保険サービスを利用する際の疑問や相談、苦情を確実に受け止め、迅速に対応し、利用者の保護を図ります。また、笠置町地域包括支援センターにおいて、訪問や電話による相談・苦情対応を行うとともに、介護方法の情報提供や独居高齢者の安否確認などを積極的に実施していきます。さらに、福祉担当課と在宅介護支援センター内に設けている「介護保険相談窓口」においては、引き続き介護保険制度の利用に関する相談や、利用者サービス事業者との間での必要な調整を行います。

加えて、民生児童委員は「住民に身近な相談先」であるという位置づけを踏まえ、制度研修などを通じて相談体制の強化を図ります。

##### ②情報提供体制の充実

介護が必要になった際に、状態に応じた適切なサービスが受けられるように、介護保険の居宅サービスや居宅介護支援、施設サービス等の情報提供を行っていきます。また、介護保険の事業状況に関する情報をホームページ等で公表し、要支援・要介護認定や介護保険サービスの状況など、介護保険サービスを展開していく上で必要となる基礎的な情報の提供を行います。

##### ③居宅サービス・施設サービスの提供基盤の充実

高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人らしく、安心して生活ができるよう、本町の実情に応じた居宅サービス・施設サービスの充実を図ります。

各サービスに対する利用者のニーズ等に基づき、小規模多機能等複合型のサービス提供についても検討を行いつつ、量的な整備目標を設定し、サービス利用者の見込みに応じた量の確保と、その安定的な供給体制の確保・充実に取り組めます。また、地域密着型サービスについては、府との連携を図りつつ、広域でのサービス提供体制の調整についても調整を進めます。

サービス提供を行う各事業所へのワンストップ窓口設置等の支援に向け、府指導のもと取組を進めます。

#### ④特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）とは、常時介護を必要とし、在宅での生活が困難な高齢者に対して、生活全般の介護を提供する施設です。

町内には施設がない為、主に山城南圏域や近隣の奈良県での施設利用となっております。今後も利用希望者が利用しやすいように支援を行っていきます。

#### ⑤人材の確保及び介護職員の資質向上

介護ニーズに対応するため、介護サービス事業者と連携を図りながら、介護職員の人材確保・育成・定着に向けた支援を行います。また、資格取得支援等の環境整備を進め、事業主による介護職員の資質向上等の取組が促進されるよう支援します。

また、働きやすい介護現場の環境づくりや事業所の負担軽減への取組を推進します。

## （２）サービスの利用促進

#### ①居宅介護サービス費の額の特例等

災害等の特別な事情により、介護サービスの自己負担が困難と認めた要介護認定者等について、利用者の負担を軽減します。

#### ②高額介護サービス

介護サービスの自己負担額が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について支給します。

#### ③高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の合計の自己負担額が、一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について支給します。

#### ④特定入所者介護サービス費

低所得者に対して、負担が重くならないよう介護保険施設利用時（短期入所を含む）の居住費・食費に対する補足給付を行います。

### (3) 介護給付費等費用適正化の推進

介護給付適正化事業の推進、利用者への適切な情報提供等を行い、限られた介護保険財源の中で、介護を真に必要とする高齢者に対する適切かつ良質な介護サービスを確保・提供を行う環境の整備を図り、介護給付費の適正化に努めます。

また、給付と負担の関係を分かりやすく示すことで、利用者が安心してサービスを利用できるよう、サービス提供の質の向上に努めます。

#### 1) 要介護認定の適正化

認定調査は、その調査結果が要支援・要介護認定の基本的な資料となることから、公平公正に行われる必要があります。当町の認定調査は基本的にはすべて町直営の包括支援センター職員にて実施し、認定調査結果や主治医意見書は町職員にて事前に確認を行っています。

#### 2) ケアプラン点検の実施

介護サービス受給者が真に必要とする、過不足ない自立支援のためのサービスを受けることができるよう、居宅介護支援事業所の実地指導と合わせ、ケアプランの点検を実施します。

また、笠置町指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員及び笠置町地域包括支援センターの介護予防支援担当とともに京都府等が実施する介護給付適正化研修に参加し、給付適正の視点も備えたケアプランが作成できるように支援します。

#### 3) 縦覧点検・医療情報との突合

受給者の介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数、算定日数等の点検を行い、請求誤り等を早期に発見し、適切な処置を行う縦覧点検と、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求を防ぐ医療情報との突合について、引き続き実施に努めます。

#### <指標>

主な指標	実績	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検回数	58回	62回	62回	62回
医療情報との突合回数	25回	23回	23回	23回
住宅改修の点検件数	7件	9件	9件	9件
福祉用具購入の点検件数	12件	13件	13件	13件
専門職との介護給付適正化研修の参加回数	0回	1回	1回	1回

# 第 5 章 事業計画



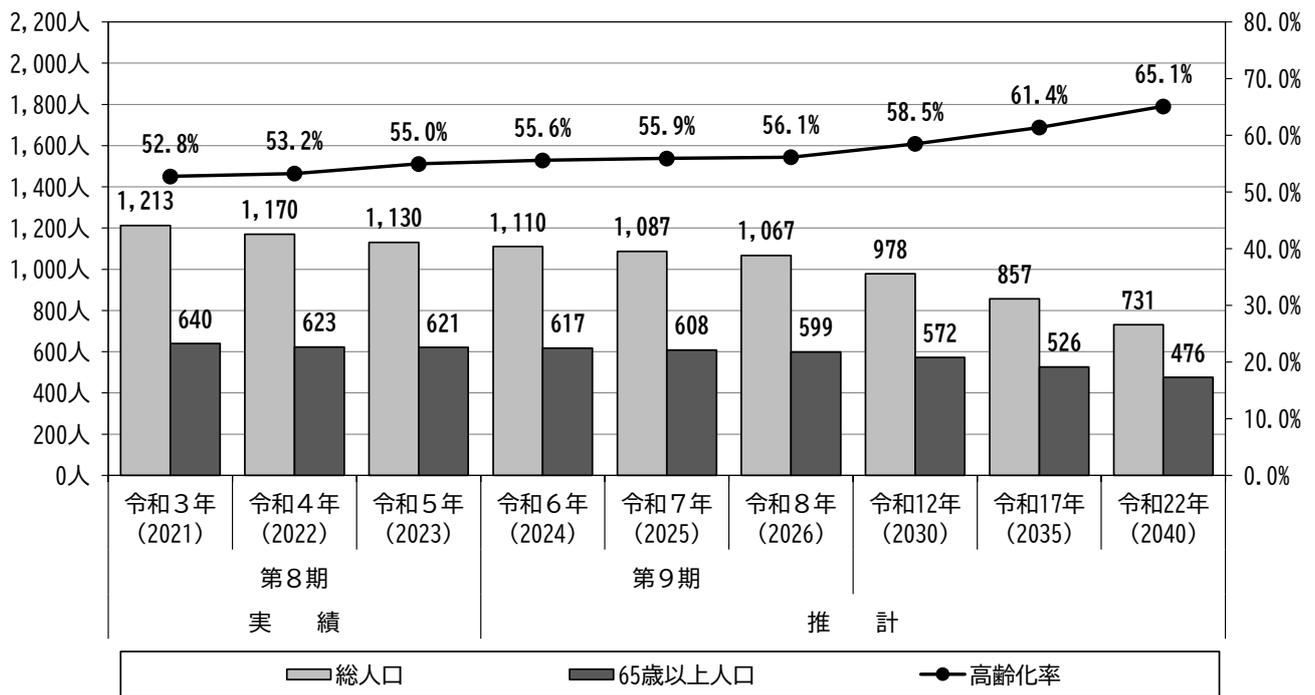
# Ⅰ 人口・認定者数の推計

## (1) 総人口と高齢者人口

本町の総人口は、今後も減少傾向で推移し、令和8年には1,067人程度にまで減少し、さらに令和22年には731人程度になるものと見込まれます。

高齢化率は、増加傾向で推移し、令和8年には56.1%、令和22年には65.1%まで増加することが見込まれます。

■ 総人口と高齢者人口の推計

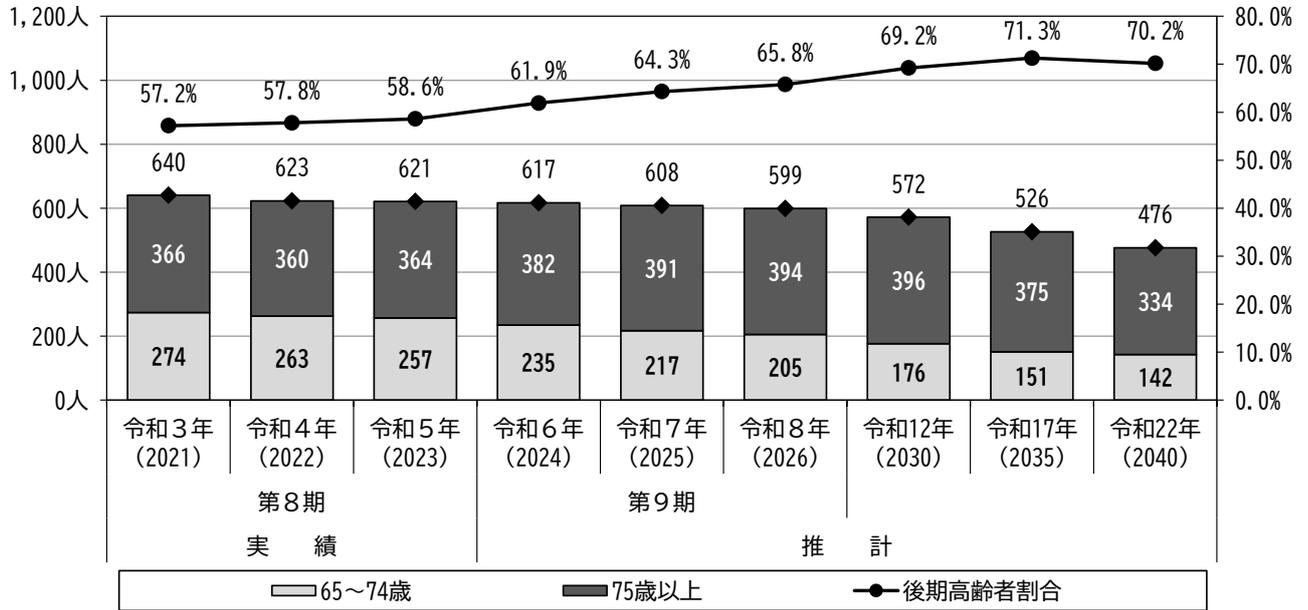


※実績は住民基本台帳（各年度10月1日）  
推計はコーホート変化率による推計

認定者の出現につながりやすい後期高齢者については、増加傾向で推移していくことが見込まれますが、令和12年以降は減少傾向に転じると想定されます。

また、後期高齢者占有率についても、増加傾向で推移していくことが見込まれ、令和8年には65.8%となる想定です。

■ 高齢者の構造（前期高齢者と後期高齢者）の推計



※実績は住民基本台帳（各年度10月1日）  
推計はコーホート変化率による推計

■ 人口推計

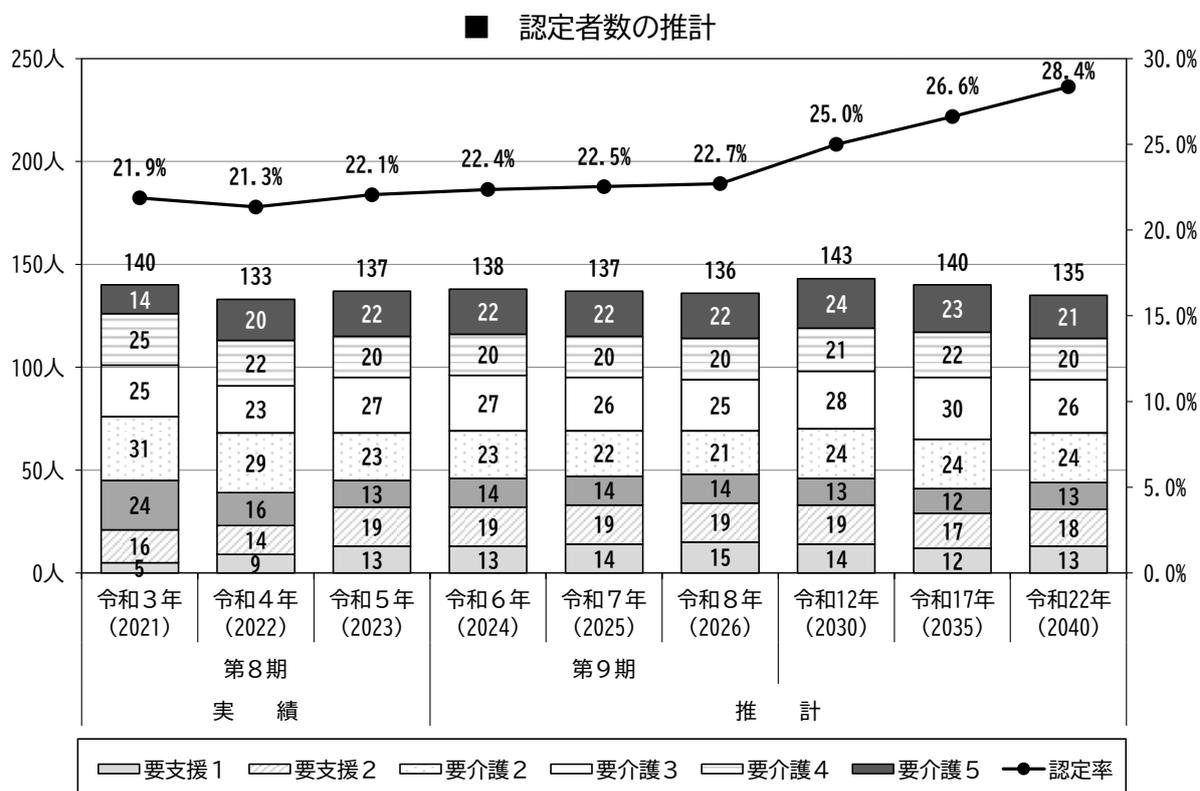
	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和12年(2030)	令和17年(2035)	令和22年(2040)
総人口	1,213	1,170	1,130	1,110	1,087	1,067	978	857	731
0～14歳	47	46	50	50	46	43	36	29	24
15～39歳	172	156	138	134	124	124	109	84	62
40～64歳	354	345	321	309	309	301	261	218	169
65歳以上	640	623	621	617	608	599	572	526	476
65～74歳	274	263	257	235	217	205	176	151	142
65～69歳	123	116	115	103	97	88	79	72	70
70～74歳	151	147	142	132	120	117	97	79	72
75歳以上	366	360	364	382	391	394	396	375	334
75～79歳	114	105	105	122	132	143	120	97	79
80～84歳	114	110	110	114	107	103	127	116	95
85～89歳	73	83	90	87	91	88	81	94	87
90歳以上	65	62	59	59	61	60	68	68	73

※実績は住民基本台帳（各年度10月1日）  
推計はコーホート変化率による推計

## (2) 認定者数の推計

本町の要支援・要介護認定者数は、今後、増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移していくことが見込まれており、令和8年には136人程度になると見込まれています。

また、認定率（高齢者人口に対する割合）は、令和8年には22.7%程度に、令和22年には28.4%になると想定されます。



※実績は各年度9月末現在  
 認定者数に第2号被保険者を含む  
 この認定率は65歳以上人口に対する割合なので、12ページの数字と異なる場合がある  
 認定者の推計は実績に基づき見える化システムにて推計

## 2 サービス利用者数及び利用量の見込み

サービス利用者数やサービス利用量（回・日数）は、以下のように見込んでいます。

### (1) 予防給付の見込み

- 令和3～5年度は、介護保険事業状況報告に基づいて地域包括ケア「見える化」システムに自動入力された実績値。なお、令和5年度については介護保険事業状況報告の9月までの月報値をベースに算出された数値であり、実際の値とは異なる場合がある。
- 令和6年度以降は、地域包括ケア「見える化」システムを用いて、地域の介護や医療、リハビリテーション等のニーズを踏まえた推計値。システムにおける設定方法の関係上、年度ごとの利用人数の変動などにおいて、実績ベースの数値とは異なる場合がある。
- このページ以降、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

		実績			推計（見込み）			
		第8期			第9期			第14期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
<b>(1) 介護予防サービス</b>								
介護予防訪問入浴介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防訪問看護	人数（人）	3	4	4	4	3	4	4
	回数（回）	20.3	22.9	27.4	25.0	18.2	25.0	25.0
介護予防訪問リハビリテーション	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防居宅療養管理指導	人数（人）	2	1	2	1	2	2	2
介護予防通所リハビリテーション	人数（人）	0.1	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	人数（人）	1	0.3	0	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（老健）	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数（人）	8	9	10	9	9	8	8
特定介護予防福祉用具購入費	人数（人）	0.4	0.2	0	1	0	1	1
介護予防住宅改修	人数（人）	0.3	0.3	0	1	1	0	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>								
介護予防認知症対応型通所介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
<b>(3) 介護予防支援</b>	人数（人）	11	13	19	19	20	20	18

※1か月あたり

## (2) 介護給付の見込み

		実績			推計（見込み）			
		第8期			第9期			第14期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
<b>(1) 居宅サービス</b>								
訪問介護	人数（人）	22	20	19	19	19	19	19
	回数（回）	694.6	669.1	530.9	589.6	589.6	589.6	593.5
訪問入浴介護	人数（人）	2	1	0	1	1	1	1
	回数（回）	8.2	2.9	0.0	4.0	4.0	4.0	4.0
訪問看護	人数（人）	15	16	17	18	18	17	17
	回数（回）	114.0	115.5	113.1	128.5	128.5	121.1	121.1
訪問リハビリテーション	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
居宅療養管理指導	人数（人）	28	26	21	21	22	22	23
通所介護	人数（人）	47	49	42	43	42	43	40
	回数（回）	416.3	426.3	404.8	420.1	410.1	414.8	367.0
通所リハビリテーション	人数（人）	2	0	0	1	1	1	1
	回数（回）	3.8	0.0	0.0	3.0	3.0	3.0	3.0
短期入所生活介護	人数（人）	20	20	18	18	18	17	18
短期入所療養介護（老健）	人数（人）	1	1	1	1	1	1	1
短期入所療養介護（病院等）	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数（人）	52	52	45	45	43	44	45
特定福祉用具購入費	人数（人）	1	1	0	1	1	1	1
住宅改修費	人数（人）	1	0.3	0	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人数（人）	2	2	2	2	2	2	2
<b>(2) 地域密着型サービス</b>								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数（人）	1	1	1	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
認知症対応型通所介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
<b>(3) 施設サービス</b>								
介護老人福祉施設	人数（人）	22	21	26	25	25	25	25
介護老人保健施設	人数（人）	4	7	6	2	2	2	6
介護医療院	人数（人）	3	2	2	2	2	2	2
介護療養型医療施設	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
<b>(4) 居宅介護支援</b>	人数（人）	54	54	48	50	48	47	48

### 3 給付費の見込み

給付費は、以下のように見込んでいます。

#### (1) 総給付費の見込み

- 令和3～5年度は、介護保険事業状況報告に基づいて地域包括ケア「見える化」システムに自動入力された給付費。なお、令和5年度については介護保険事業状況報告の9月までの月報値をベースに算出された数値であり、実際の値とは異なる場合がある。
- 令和6年度以降は、地域包括ケア「見える化」システムを用いて推計した利用人数等を踏まえて算出。

単位：千円

	実績			推計（見込み）			
	第8期			第9期			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
予防給付費	3,065	3,564	3,746	4,236	3,954	3,853	4,193
介護給付費	232,973	243,356	251,362	239,090	238,159	236,442	248,576
総給付費	236,038	246,920	255,108	243,326	242,113	240,295	252,769

※年間累計金額

#### (2) 予防給付費の見込み

単位：千円

	実績			推計（見込み）			
	第8期			第9期			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
<b>(1) 介護予防サービス</b>							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	775	946	1,267	1,224	892	1,226	1,226
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	217	188	208	127	261	261	261
介護予防通所リハビリテーション	33	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	152	87	0	80	80	80	80
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	874	1,055	1,230	1,107	1,107	984	984
特定介護予防福祉用具購入費	79	148	0	144	0	144	144
介護予防住宅改修	348	412	0	456	456	0	456
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
<b>(3) 介護予防支援</b>	<b>587</b>	<b>728</b>	<b>1,041</b>	<b>1,098</b>	<b>1,158</b>	<b>1,158</b>	<b>1,042</b>

※年間累計金額

### (3) 介護給付費の見込み

単位：千円

	実績			推計（見込み）			
	第8期			第9期			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
<b>(1) 居宅サービス</b>							
訪問介護	25,132	24,335	17,951	20,854	20,880	20,880	21,010
訪問入浴介護	1,218	430	0	617	618	618	618
訪問看護	6,036	6,331	7,905	7,490	7,500	7,089	7,089
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	3,636	3,116	2,392	3,208	3,358	3,358	3,505
通所介護	39,720	42,582	40,841	40,854	39,993	40,591	35,846
通所リハビリテーション	361	0	0	250	250	250	250
短期入所生活介護	26,027	34,473	32,913	30,477	30,516	28,560	30,516
短期入所療養介護（老健）	899	585	1,201	973	1,252	1,252	1,252
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	10,290	9,709	8,248	8,136	7,792	8,017	8,100
特定福祉用具購入費	353	207	0	359	359	359	359
住宅改修費	1,193	284	0	994	994	994	994
特定施設入居者生活介護	4,546	5,129	4,910	4,979	4,986	4,986	4,986
<b>(2) 地域密着型サービス</b>							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,424	1,744	1,863	1,889	1,891	1,891	1,891
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
<b>(3) 施設サービス</b>							
介護老人福祉施設	71,320	70,750	93,324	90,792	90,906	90,906	90,906
介護老人保健施設	15,640	25,030	22,085	8,026	8,036	8,036	22,425
介護医療院	16,092	9,571	9,356	9,488	9,500	9,500	9,500
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0
<b>(4) 居宅介護支援</b>							
	9,087	9,082	8,374	9,704	9,328	9,155	9,329

※年間累計金額

## 4 標準給付費等の見込み

### (1) 標準給付費の見込み

総給付費や特定入所者介護サービス費等給付額等を含む標準給付費については、第9期（令和6～8年度）で約7億9千万円を見込んでいます。

単位：円

	第9期				第14期
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総給付費	725,734,000	243,326,000	242,113,000	240,295,000	252,769,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	38,000,409	12,748,545	12,672,180	12,579,684	12,297,799
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	22,437,254	7,526,691	7,482,629	7,427,934	7,251,165
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,072,456	690,819	695,898	685,739	726,376
算定対象審査支払手数料	718,500	239,520	241,260	237,720	251,820
標準給付費見込額	788,962,619	264,531,575	263,204,967	261,226,077	273,296,160

※年間累計金額

### (2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費については、第9期（令和6～8年度）で約5千5百万円を見込んでいます。

単位：円

	第9期				第14期
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業	12,064,336	4,106,234	4,019,023	3,939,079	3,497,808
訪問介護相当サービス	28,920	9,843	9,634	9,443	6,956
訪問型サービスA	563,590	191,824	187,750	184,016	135,560
通所介護相当サービス	4,182,688	1,423,626	1,393,389	1,365,673	1,006,058
介護予防ケアマネジメント	3,233,240	1,100,470	1,077,098	1,055,672	1,042,049
介護予防普及啓発事業	4,042,997	1,376,080	1,346,854	1,320,063	1,303,027
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	12,901	4,391	4,298	4,212	4,158
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	31,002,235	10,551,965	10,327,853	10,122,417	8,192,696
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	28,862,021	9,823,519	9,614,878	9,423,624	7,627,120
任意事業	2,140,214	728,446	712,975	698,793	565,576
包括的支援事業（社会保障充実分）	11,933,099	4,061,567	3,975,303	3,896,229	4,126,264
在宅医療・介護連携推進事業	1,678,116	571,166	559,035	547,915	580,264
生活支援体制整備事業	9,821,185	3,342,753	3,271,756	3,206,676	3,396,000
認知症初期集中支援推進事業	433,798	147,648	144,512	141,638	150,000
地域支援事業費	54,999,670	18,719,766	18,322,179	17,957,725	15,816,768

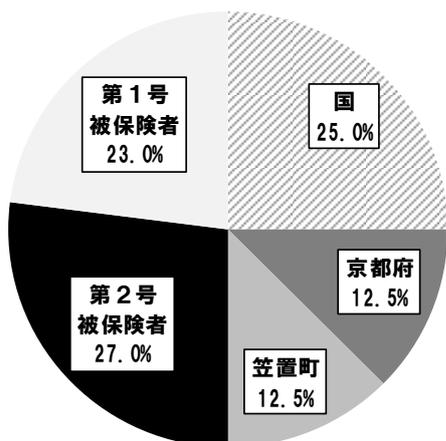
※年間累計金額

## 5 財源構成

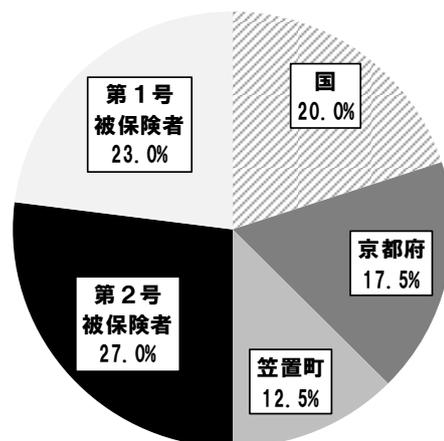
「介護保険制度」は、介護を必要とする方が、住み慣れた地域で持っている能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、社会全体で支える制度です。

介護保険給付費の費用は、50%が公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者による保険料負担となります。

■ 居宅給付費の財源内訳



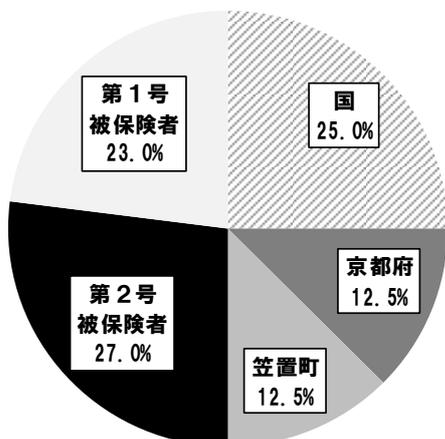
■ 施設給付費の財源内訳



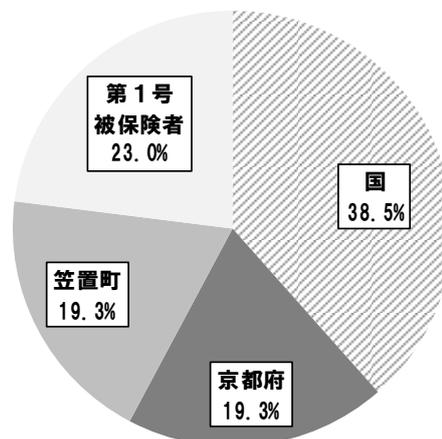
地域支援事業費については、大きく介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業及び任意事業に分けることができます。

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、居宅給付費の財源内訳と同様になっています。包括的支援事業及び任意事業については、第1号被保険者の保険料と公費のみで構成されています。

■ 介護予防・日常生活支援総合事業の財源



■ 包括的支援事業及び任意事業の財源内訳



## 6 保険料収納必要額等

### (1) 保険料収納必要額

第1号被保険者が負担する保険料として確保する必要のある金額である、保険料収納必要額は、第9期（令和6～8年度）では、約1億5千万円を見込んでいます。

単位：円

		第9期
①	標準給付費見込額	788,962,619
②	地域支援事業費	54,999,670
③	第1号被保険者負担分相当額 ※③ = (①+②) × 0.23	194,111,326
④	調整交付金相当額	40,051,348
⑤	調整交付金見込額	72,067,000
⑥	財政安定化基金拠出金見込額	0
⑦	財政安定化基金償還金	0
⑧	準備基金取崩額	7,200,000
⑨	市町村特別給付費等	0
⑩	市町村相互財政安定化事業負担額	0
⑪	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	0
⑫	保険料収納必要額 ※⑫ = ③ + ④ - ⑤ + ⑥ + ⑦ - ⑧ + ⑨ + ⑩ - ⑪	154,895,674

### (2) 第1号被保険者保険料基準額

保険料収納必要額や予定保険料収納率等を踏まえた、第9期（令和6～8年度）の第1号被保険者保険料基準額は月額7,140円、年額85,680円となります。

		第9期
A	保険料収納必要額	154,895,674円
B	予定保険料収納率	98.5%
C	所得段階別加入割合補正後被保険者数	1,835人
D	保険料基準額（月額） ※D = A ÷ B ÷ C ÷ 12	7,140円

### (3) 所得段階別第1号被保険者保険料

第9期（令和6～8年度）の保険料の所得段階設定については、第8期における設定と同様の13段階とします。所得段階別の保険料は以下のとおりです。

保険料段階	課税区分等		基準額に対する割合	保険料		
				月額	年額	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	・生活保護または、老齢福祉年金の受給者 ・本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	0.455 (0.285)	3,250円 (2,040円)	39,000円 (24,480円)
第2段階			・本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万超120万円以下	0.685 (0.485)	4,900円 (3,470円)	58,800円 (41,640円)
第3段階			・本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が120万円超	0.69 (0.685)	4,930円 (4,900円)	59,160円 (58,800円)
第4段階		世帯課税	・本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	0.9	6,430円	77,160円
第5段階			・本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円超	基準額	7,140円	85,680円
第6段階	本人が住民税課税		・本人の合計所得金額が120万円未満	1.30	9,290円	111,480円
第7段階			・本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.40	10,000円	120,000円
第8段階			・本人の合計所得金額が200万円以上250万円未満	1.70	12,140円	145,680円
第9段階			・本人の合計所得金額が250万円以上300万円未満	1.90	13,570円	162,840円
第10段階			・本人の合計所得金額が300万円以上350万円未満	2.10	15,000円	180,000円
第11段階			・本人の合計所得金額が350万円以上450万円未満	2.30	16,430円	197,160円
第12段階			・本人の合計所得金額が450万円以上600万円未満	2.50	17,850円	214,200円
第13段階			・本人の合計所得金額が600万円以上	2.80	20,000円	240,000円

※第1段階から第5段階の合計所得金額には、年金所得は含まれません。

※実際の保険料徴収にあたっては、公費による軽減措置により第1段階の料率を0.285、第2段階を0.485、第3段階を0.685とすることが予定されています。

※月額の端数については10円未満を切り上げています。



## 第 6 章 計画の推進に向けて



## 1 関係機関との連携

本計画は、笠置町における高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護・防災などの各機関との連携が欠かせないものになります。

このため、この計画の目標の実現に向け、京都府・近隣市町村及び関係機関との連携により、介護・医療・福祉の施策を一体的に進め、施策の総合的・効果的な実施に努めます。

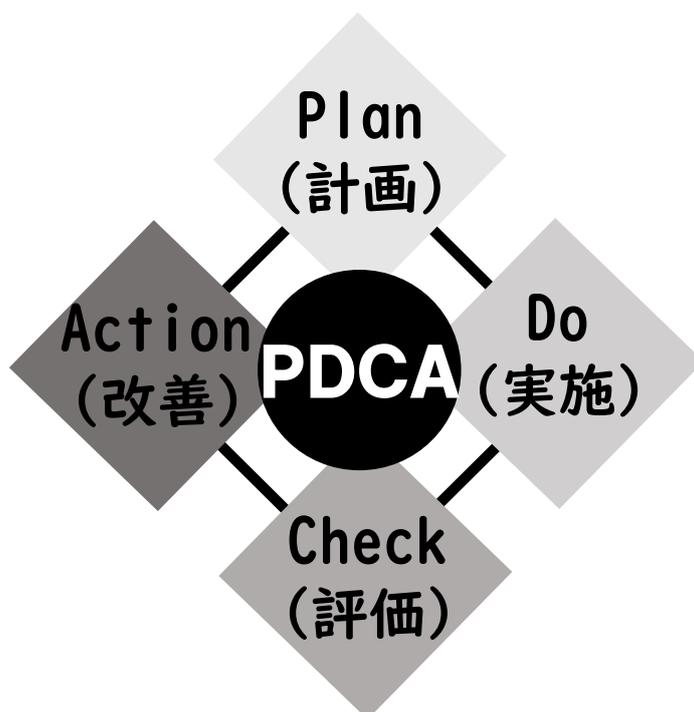
この計画の円滑な推進に向け、保健福祉課をはじめ、企画・総務・交通部局等の町内のその他関係部署、関係団体等との連携を密にし、施策、事業の実施に努めます。また、データの利活用にあたっては、個人情報の取り扱いへの配慮等を含めた活用促進を図るための環境整備に努めます。

## 2 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するため、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、保健・医療・福祉に関して総合的な見地から推進状況を評価・確認していきます。

また、要介護認定の状況、第1号被保険者の保険料の収納状況、サービスの需給状況などについて適宜、検討を行い介護保険財政の健全運営を図っていきます。

なお、笠置町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において、上記の計画の進捗状況の把握を踏まえ、介護保険事業運営上の諸問題について協議します。





## 資料編



# Ⅰ. 笠置町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、笠置町の高齢者介護対策の充実のため、介護保険制度をふまえ、将来展望に立った高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画を策定するため、笠置町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (掌握事務)

第2条 委員会は、笠置町高齢者福祉計画の見直し、並びに笠置町介護保険事業計画の策定に必要な事項を調査審議し、町長に意見を提出するものとする。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 町議会の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 町の特別職及び一般職
- (5) その他町長が必要と認める者

## (役員)

第4条 委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを決める。

- 2 会長は、会務を総括し、会議の議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし再選は妨げない。

- 2 補充員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第6条 会議は、必要に応じて、会長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

## (事務局)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課においておこなう。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会にはかって定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

## 2. 委員名簿

### 笠置町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員

	氏 名	団体名等
	伊左治 友子	笠置町 町医（伊左治医院）
	大西 篤司	笠置町民生児童委員協議会 会長
	福田 旭	笠置町区長会 会長
副会長	北口 隆吾	笠置町社会福祉協議会 会長
	上村 恵子	笠置町ボランティア運営委員会 委員長
	向出 健	笠置町議会議員
	杉本 勇	笠置町身体障害者協議会 副会長
会長	西岡 良祐	笠置町老人クラブ連合会 会長
	金森 正明	京都府山城南保健所 企画調整課長
	前田 早知子	笠置町 参事兼総務財政課長
	藤田 拓人	笠置町 生活支援コーディネーター

（順不同、敬称略）

### 3. 策定の経過

実施・開催 時期	項目	内容
令和5年 3月上旬 ～3月24日	高齢者要望等実態調査 (アンケート調査)の 実施	<p>計画策定にあたって、高齢者、在宅介護を行っている介護者等に関するアンケート調査を実施しました。</p> <p>【実施概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 対象者：65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者 配布数：512 有効回収数：339（66.2%）</li> <li>●在宅介護実態調査 対象者：在宅の要介護認定者 配布数：76 有効回収数：34（44.7%）</li> </ul> <p>【調査方法】</p> <p>調査方法：郵送による配布・回収</p>
令和5年 9月25日	第1回笠置町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	<p>【議事等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●委嘱状交付</li> <li>●委員・事務局紹介</li> <li>●会長・副会長の選任</li> <li>●笠置町第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について</li> <li>●笠置町の介護保険事業等の概況及びアンケート調査報告について</li> </ul>
令和5年 12月18日	第2回笠置町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	<p>【議事等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案について</li> </ul>
令和6年 1月22日 ～2月5日	パブリックコメントの実施	<p>計画素案について広く住民の声をお聞きするため、パブリックコメントを実施しました。</p>
令和6年 3月7日	第3回笠置町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	<p>【議事等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について</li> <li>●パブリックコメントの実施報告について</li> </ul>



**笠置町第10次高齢者福祉計画  
第9期介護保険事業計画**

発行年月：令和6年3月

編集：笠置町 保健福祉課

笠置町役場

〒619-1393 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90-1

TEL：0743-95-2303 FAX：0743-95-3021